



日本ラテンアメリカ学会 会 報



2026年8月31日

No. 150

1. 理事会報告
 - 第185回理事会
 - 第186回理事会
2. 第47回定期大会の開催
3. 第47回定期大会総会報告
4. 第47回定期大会・研究発表
5. 第48回定期大会開催案内
6. 研究交流イベント開催報告
7. 『ラテンアメリカ研究年報』第47号の原稿募集
8. 早期キャリア支援制度
9. 新刊書紹介
10. 事務局から

1. 理事会報告

○第185回理事会

日 時：2026年5月17日（日）14:00～17:32

場 所（開催方法）：Zoomによるオンライン会議

出席者：浅香、安保、磯田、井上、浦部（理事長）、奥田、川上（書記）、菊池、久野、子安、
坂口、柴田、清水、杉山、禪野、鳥塚、笛田、柳原、和田

欠席者：岡田

〈審議事項〉

1. 入退会

磯田理事より、新規入会3件、種別変更29件についての提案があり、承認された。

2. 会則・細則の改正

浦部理事長より、会則・細則の改正について以下の提案があり、承認された。

両案は次回の総会で審議に付されることになる。

(1) 第11条（除名）（二）

（改正前）本会の名誉を著しく傷つけた場合。

（改正後）本会の名誉を著しく傷つける行為、又は本会の業務若しくは学術活動に重大

な支障を及ぼす行為があったと理事会が合理的根拠に基づき認定した場合。

(2) 細則 学生会員および早期キャリア会員

4として以下を加える。

「4. 学生会員および早期キャリア会員に係る制度については、2023年総会（2023年6月3日）の決議に基づき、本会の財政状況等を勘案のうえ、同総会から5年後にその継続の可否等を判断し、継続が決定された場合には、以後も定期的に見直しを行うものとする。」

3. 会計（2025年度決算・2026年度予算）

柴田理事より、2025年度決算の報告と2026年度予算の提案があった。予算額が145万円ほど増えて600万円強となっていることに関しては、事務委託費や定期大会費が増額されているためであるとの説明があった。

定期大会費に関しては、ここ数年の経験からして、開催校からの助成がなければ95万円に収めることは困難であるため、増額は妥当であるとの意見が複数の理事から出された。

以上、承認された。

4. 2026年度研究大会

鳥塚理事より、大会準備状況についての報告があった。また、大会を青山学院大学国際政治経済学部および国際研究センターとの協賛で開催すること、および、パネルD（「ラテンアメリカにおける日本のポップカルチャーの受容」）を一般社団法人ラテンアメリカ協会の後援で開催するという提案がなされ、承認された。

5. 学術会議・国際交流（学生・早期キャリア支援）

(1) 学生・早期キャリア支援・審査等結果

浦部理事長より、研究奨励費申請（1件）について、審査員による所定の手続きに基づく審議の結果、不採択となったことが報告され、承認された。

また、坂口理事より、早期キャリア支援制度（国際学会報告助成）申請（1件）について、申請要件を満たさないため不受理となったとの報告がなされ、承認された。

(2) 学生・早期キャリア支援制度の改正（追加事項）

坂口理事より、学生・早期キャリア支援制度の改正に関して、前回理事会に続いて細部の修正案が出され、議論の結果、以下のことが決定された。

- ・定期大会等報告旅費助成の助成対象に関して、宿泊費は1泊1万円を上限、旅費と宿泊費を含めて上限総額5万円とする。また、同助成の申請書の提出先は事務局とし、問い合わせ先として担当理事の連絡先を明記する。
- ・現地調査旅費助成に関して、推薦者をつけることを申請条件とする。
- ・国際学会報告旅費助成と現地調査旅費助成の案内に、助成対象を会計年度ごとに3名を上限の目安とすることを明記する。

6. 2026年度総会

浦部理事長より、総会において幹事等の立候補者がいなかった場合の人選案について提案があり、承認された。

〈報告事項〉

1. 理事長

浦部理事長より以下の報告があった。

- ・ 3月27日（金）に磯田理事とともに国際文献社を訪問した。
- ・ 4月17日（金）に国際文献社とZoom会議をおこなった。
- ・ 4月13日（月）に選挙管理委員会から理事選挙についての報告を受理し、5月2日（土）に次期理事長・理事選考委員会を開催した。

また、理事長より各理事に、次期理事会への引継ぎ書を作成することと、担当業務に関する文書を各自USBメモリ等に保存することについての依頼があった。

2. 事務局

磯田理事より、オンライン入会フォームの完成や、国際文献社との覚書の締結（2026年3月31日付）などについての報告があった。

3. 2026年度研究大会

鳥塚理事より、大会準備状況についての報告があった。

4. 2025年度春季（2026年3月）地域部会（研究交流イベント）

清水理事より、3月28日（土）に上智大学四谷キャンパスにおいて、Zoomを用いたハイブリッド方式で研究交流イベントを開催し、報告者7名、聴講者24名が参加したとの報告があった。

5. 会報編集

安保理事より、3月31日（火）に会報149号が発行されたとの報告があった。

川上理事より、会報150号を8月31日（月）に発行する予定で準備を進めているとの報告があった。

6. 年報編集

菊池理事より、年報46号に関して、論文4本がすでに採用され、うち3本が公開されており、12月末締め切りと3月末締め切りの投稿論文の査読が現在おこなわれているとの報告があった。

また、第4回優秀論文賞に関して、選考委員会による審議の結果、該当論文なしとなったとの報告があった。

7. その他

選挙管理委員長柴田理事より、理事選挙結果の報告がなされ、その上で、現行の理事選挙施行細則と理事長・理事選出規則とのあいだの齟齬や、施行細則の文言と運用とのあいだの齟齬を今後解消する必要があるとの意見が表明された。

○第186回理事会

日 時：2026年6月20日（土）14:00～15:02

場 所（開催方法）：Zoomを使用したオンライン会議

出席者：新木、安保、井上、浦部（理事長）、大場、上、後藤（書記）、子安、柴田、清水、杓谷、杉山、鈴木、武田、宮地

欠席者：岡田、川上、菊池、馬場、笛田

〈審議事項〉

1. 理事会の構成と分担

新理事長である浦部理事長より挨拶があり、新理事会の構成と分担（以下のとおり。監事を含む）を確認し、これを承認した。

理事会

（理事長） 浦部浩之

（事務局） 大場樹精

（会計） 柴田修子

（会報編集） 後藤雄介 馬場香織

（年報編集） 安保寛尚 川上英 菊池啓一

（大会支援） 井上幸孝 鈴木美香

（大会運営） 杓谷茂樹 笛田千容

（東日本研究部会） 上英明

（中部日本研究部会） 岡田勇

（西日本研究部会） 清水達也

（研究部会総合企画） 子安昭子 杉山知子 武田和久

（ウェブサイト・ニュース配信） 宮地隆廣

（学術会議・国際交流） 新木秀和

監事

（監事） 牛島万 橘生子

2. 運営委員の指名

浦部理事長より、運営委員の指名（以下のとおり）があり、これを了承した。

運営委員

（事務局） 吉村竜

（中部日本研究部会） フランシス・ベディ

（西日本研究部会） 村川淳

（大会運営） 小川雅洋

3. 入退会

大場理事より、入会2名（正会員）、退会4名、会員種別変更2名の提案があり、これを承認した。

また、浦部理事長より、2025年6月の総会で賛助会員制度が廃止されたことに伴い、賛助会員（総会時点で1社のみ）に対して意向を確認したところ、2025年11月4日付で正会員への変更希望が届いた旨報告があった。続いて、本件は本来であれば2026年1月または5月の理事会で審議すべきであったが、事務局作業の遅延により審議できなかったため、今回あらためて審議することが提案され、これを承認した。

〈報告事項〉

1. 今後の日程

浦部理事長より、今後の理事会・大会の開催予定が示された。

また、理事会の審議方法は、メールによる持ち回り審議は原則としておこなわず、対面定例の理事会（Zoom）でおこなうとの方針が示された。

2. 東日本部会

上理事より、次回部会を、2026年11月29日（日）にZoom形式で開催することが報告された。

3. 会計

柴田理事より、ウェブサイト・ニュース配信のアルバイト代について、昨今の賃金水準を踏まえ、ウェブサイト・ニュース配信担当の宮地理事と協議のうえ見直す方針であることが報告された。

4. その他

浦部理事長より、学会の中長期課題として「過剰資産の縮減」・「理事会業務の効率化」・「大会運営に関する基本方針の策定」の3点が問題提起され、今後理事会にて共有し、議論を深めていくことを申し合わせた。

2. 第47回定期大会の開催

2026年6月13日（土）と14日（日）、青山学院大学青山キャンパスにおいて、第47回定期大会が開催された。天候にも恵まれ、会員・非会員合わせて190名を超える参加者を得て、7つの分科会と4つのパネル、記念講演、シンポジウム、ポスター報告を実施することができた。初日の総会後に開催された懇親会にも、約半数の参加があり大盛況だった。

1日目午後には、国際開発研究・文化人類学がご専門のEija Ranta氏（ヘルシンキ大学）による「Utopías ciudadanas en América Latina: Formas emergentes de activismos sociales en tiempos de desilusión」と題した記念講演が行われ、近刊書の内容を中心にボリビアの事例が紹介された。フロアとの質疑応答も盛り上がり、充実した講演となった。Ranta氏には懇親会にもご参加いただいたが、本学会への北欧出身者の参加は珍しいことで、よい交流の機会となったようである。2日目午前に開催されたシンポジウム「越境する好奇心：ラテンアメリカ研究の継承と発展」では、清水透氏（慶應義塾大学名誉教授）と大貫良夫氏（東京大学名誉教授）をお招きし、井上幸孝大会支援理事の司会で、メソアメリカとアンデス両地域について話題提供が行われた。シンポジウムは対話形式で進められ、聞き手としてご登壇いただいた小林貴徳氏と芝田幸一郎氏には、ラテンアメリカ地域研究を長年にわたり牽引されてきた先生方の貴重な体験談を引き出していただいた。

また、午後のパネルD「ラテンアメリカにおける日本のポップカルチャーの受容：外交、研究・教育、産業戦略の現場で考える」は一般社団法人ラテンアメリカ協会の後援により開催校企画として実現できた。これは、46回大会のシンポジウムで議論となった内容を発展させたもので、多方面から貴重な報告があった。報告者としてご登壇いただいた山田彰氏（ラテンアメリカ協会常務理事）、高橋百合子氏（早稲田大学教授）、中畑貴雄氏（日本貿易振興機構調査部米州課主幹）に感謝申し上げたい。また、討論者を務めていただいた竹下幸

治郎氏（拓殖大学教授）、マウロ・ネーヴェス氏（上智大学教授）と、開催の支援をいただいた笹田千容大会支援理事にも、ご協力に感謝申し上げたい。

その他、今大会でも過去数年の大会運営方法を踏襲し、ポスター報告と託児サービスを実施した。双方とも1件のみだったことがやや残念だった。これらの試みは比較的新しいものであるため、どの程度参加や需要があるか様子を見つつ、実施方法を慎重に検討する必要があると感じた。運営の観点からは、初日午前の受付準備がやや遅れ、早くからご来場いただいた方々をお待たせしてしまったことをお詫び申し上げたい。さらに、プログラム確定後の報告取りやめ件数が例年よりも多かった。報告を楽しみにされていた方々には、直前のプログラム変更となったことをお詫び申し上げたい。他方で、非会員の参加者が50名を超え、参加者のなかには高校生もいたことから、ラテンアメリカ地域に対する世間の関心の高さや期待が窺えたことは、喜ばしいことだった。

最後に、ご参加いただき、大会を盛り上げていただいた皆様に御礼申し上げたい。また、1年近くに及ぶ準備と開催にご尽力いただいた実行委員の皆様、ご支援いただいた理事の皆様、アルバイトの院生・学生、協賛いただいた青山学院大学国際政治経済学部・国際研究センターにも、この場をおかりして深く感謝申し上げたい。ありがとうございました。

（大会実行委員長：鳥塚あゆち）

3. 第47回定期大会総会報告

日本ラテンアメリカ学会第47回定期大会総会が、2026年6月13日（土）17時15分より、青山学院大学青山キャンパス、17号館17512教室にて開催された。本総会では、①2025年度事業報告(案)、②2025年度会計決算(案)および監査報告、③会則の変更(案)、④選挙管理委員会報告、⑤次期（2026–2027年）理事長候補および任命理事候補(案)、⑥2026年度事業計画(案)、⑦2026年度予算(案)の計7点の議案が審議に付され、承認された。なお、本総会の議案書は事前にオンラインで配信され、会場での議案書の配布は省略し、会場では議案書をスクリーンに投影する形式で実施された。

1. 鳥塚あゆち大会実行委員長が総会の開会を宣言した後、定足数の確認が行われた。事務局が確認したところ、9時00分時点で委任状が137通あり、正会員およびシニア会員総数（530名）の5分の1以上という会則で定められた定足数に達していることが報告された。続いて議長の立候補を募ったが、立候補がなかったため、理事会から山岡加奈子会員が議長に推薦され、承認された。書記には工藤瞳会員、吉村竜会員が推薦され、それぞれ承認された。これをもって議長が山岡会員に交代した。

【注記】なお、委任状のみで定足数に達していることが確認されたため、すぐに議事に入ったが、議事進行中に会場での出席者数を確認したところ、66名であった。

2. 議案1に基づき、浦部浩之理事長より2025年度事業報告が以下の通り行われた。

（1）定期大会の準備と開催

第46回定期大会を2025年6月14日、15日に名古屋大学東山キャンパスにて対面で開催した。また、第47回定期大会（2026年6月13日、14日青山学院大学青山キャンパス、対面形式での開催）の準備を行った。

(2) 地域研究部会

東日本研究部会を2025年12月7日（日）に、中部日本研究部会を2025年12月20日（土）にそれぞれオンラインで開催した。また、西日本研究部会を2026年1月11日（日）に関西学院大学大阪梅田キャンパスにて、オンライン併用のハイブリッド形式で開催した。さらに、研究交流イベントを2026年3月28日（土）に上智大学四谷キャンパスにて対面形式（一部オンライン参加）で開催した。このイベントは、2025年に続き、これまで開催されてきた春の部会をさらに発展させ、学部生、大学院生、早期キャリア研究者が会員であるか非会員であるかを問わず研究発表を行い、相互の交流、そして世代を超えた会員との交流の機会を持って学会との接点を深めることのできる場とすることを試みて開催した。その結果、多くの参加者が集う極めて盛況な交流会となり、また早速3名の報告者が入会するとの実績もあった。

(3) 『ラテンアメリカ研究年報』

電子投稿システムへの移行を完了した。第45号（2025年）の刊行と第46号の刊行準備を行った。いずれも電子刊行である。

2年に1度実施する第4回優秀論文賞審査会の設置・開催を行った。今回の受賞者はなかった。

(4) 『会報』

第147号（2025年8月）、第148号（2025年11月）、第149号（2026年3月）を刊行した。また、第150号の刊行準備を行っている。なお、いずれも電子刊行である。

(5) ウェブサイト・メールニュース

ウェブサイトにおける情報発信・更新と、ニュース配信を行った。具体的には、総会招集通知、理事会からの案内、大会実行委員会からの案内、各種情報の発信などを行った。

(6) 学術会議・国際交流

地域研究コンソーシアム（JCAS）年次集会（2025年11月15日）にオンラインで出席した。また、地域研究学会連絡協議会（JCASA）年次総会（2025年12月13日）にオンラインで出席した。さらに、早期キャリア支援制度に関しては、研究助成奨励費への応募が2件あり、審査の結果、1件が採択された。また、国際学会報告助成には応募が1件あったが、審査の結果、採択はなかった。なお、これらは第185回理事会取扱い分までであり、応募には審査要件を満たしていないものを含む。

(7) 会計

2025年度決算の報告と同監査の報告が本総会にて行われた（下記 3. 参照）。また、2026年度予算案を本総会にて提案した（下記 8. 参照）。さらに、会計文書の電子化を行った。

(8) 総会

第46回通常総会を2025年6月14日に名古屋大学で開催した。また、第47回通常総会（2026年6月13日開催予定、会場：青山学院大学）の招集を行った。

(9) 理事会

第183回理事会を2025年10月19日（日）に、第184回理事会を2026年1月12日（月・祝）に、第185回理事会を2026年5月17日（日）に、いずれもオンラインで開催した。また、非公式理事懇談会を2026年6月13日（土）に対面で開催した。

(10) 事務局

2025年6月2日から2026年5月17日までの期間において、新入会員23名、退会会員16名（除名会員8名、逝去会員1名を含む）となった。よって、2026年5月17日現在の会員数は530名である。クレジットカードによる年会費の徴収・管理を引き続き実施するとともに、入会・退会申込書のオンライン化を行った。また、学会事務に関するいくつかの事項について協議するため、2026年3月27日に浦部理事長が国際文献社を訪問し、覚書を更新した。さらに、外部問い合わせ等への対応、事務局文書の電子化を進めた。

(11) 会則等の改正

2025年6月14日総会での承認に従い、「会則」第1条の2、第4条、第6条、第7条、第9条、第13条、第19条の2、付則1、付則4の改正、および「細則 学生会員及び早期キャリア会員」の制定を行った。2026年1月12日理事会での決定に基づき、「文書の保存および廃棄に関する内規」、「会計証憑等の電子的保存に関する取扱要領」、「学術成果の保存に関する内規」の制定を行った。なお、「学術成果の保存に関する内規」は、論文や大会ペーパーの剽窃の問題が他の学会で生じており、当学会としても予防措置を講じるため制定した。これらの内容はすでにウェブサイトに掲載されている。

(12) 理事選挙・新理事選出

選挙管理委員会が設置され、同選管の管理のもとで理事選挙（ウェブ投票）が実施された。また、その結果を受けて、規定に基づき、浦部理事長の招集により2026年5月2日に次期理事長・理事選考委員会が開催された。

(13) その他

第47回定期大会を青山学院大学国際政治経済学部・国際研究センターによる協賛とすることを承認した。第47回定期大会のパネル1件を（一社）ラテンアメリカ協会による後援で実施することを承認した。

以上の議案は賛成多数（拍手式）で承認された。

3. 議案2に基づき、柴田理事（会計担当）が2025年度会計決算案の説明を行った。収入の部で、クレジットカード決済による会費収入は国際文献社からまとめて振り込まれるため、2025年度に振り込まれたものを収入としている。その後、久松佳彰監事から、会計監査の結果、適切な会計処理が行われたことを確認した旨の報告があった。

本案は賛成多数（拍手式）で承認された（詳細については別掲の決算概要を参照）。

4. 議案3に基づき、浦部理事長より、会則の変更(案)と細則の制定(案)が提案された。

(1) 会則の変更

- ①終身会員制度を創設し、またそれに伴いシニア会員制度を一部修正するための、「会則」第6条、第7条、付則の改正。
- ②退会（除名）の規定を現在の規範に適合するよう修正するための、「会則」第11条の改正。

(2) 細則の制定

- ①会員資格を明確にするための、「細則 シニア会員」および「細則 終身会員」の制定。

- ②学生会員および早期キャリア会員に係る制度を2023年総会決議に基づき同総会から5年後に行うことを明確にするための、「細則 学生会員および早期キャリア会員」の改正。
- ③学会としての個人情報保護の指針を定めるための「個人情報保護に関する細則」の制定。

本案は、審議の後、賛成多数（拍手式）で承認された（詳細については別掲の新旧会則対象表〔抜粋〕、および新旧細則対照表を参照）。

5. 議案4に基づき、柴田選挙管理委員長より、2025年度理事選挙の報告が行われた（詳細については別掲の理事選挙管理委員会報告を参照）。
6. 議案5に基づき、浦部理事長より、次期（2026–2027年）理事長・理事候補(案)、および監事候補(案)が次の通り提案された。

新理事長候補：浦部浩之

新理事候補：（選挙選出）岡田勇、馬場香織、宮地隆廣、井上幸孝、後藤雄介、菊池啓一、清水達也、武田和久、安保寛尚、川上英、上英明、新木秀和、杉山知子、子安昭子、（次期理事長・理事選考委員会選出）大場樹精、柴田修子、杓谷茂樹、鈴木美香、笛田千容

新監事候補：牛島万、橘生子

本案は賛成多数（拍手式）で承認された。

【注記】 総会中、監事候補についてスクリーンへの投影漏れがあったため、総会後に10日間の期限を設け追加での意見聴取が行われたが、会員から質問や異議等は何も寄せられなかった。

7. 議案6に基づき、2026年度事業計画(案)が、浦部理事長により以下の通り提案された。

(1) 定期大会

第48回定期大会を、2027年6月に公立小松大学において開催する。

(2) 地域研究部会

東日本部会を年度内（秋・冬季）に1回、中部日本部会を年度内（秋・冬季）に1回、西日本部会を年度内（秋・冬季）に1回、それぞれ開催する。会員に広く研究報告の機会を提供するために、できるだけ開催日の重複を避け、いずれの部会もオンライン、もしくはオンライン併用のハイブリッド形式で開催し、従来通り、居住地域を問わずどの部会においても参加・報告ができるようにする。また、会員に加えて非会員の学生・院生等が研究報告を行うとともに相互の親睦を図る研究交流イベントを、年度内（春季）に1回開催する。

(3) 『ラテンアメリカ研究年報』

第46号（電子版）の刊行、および第47号（電子版）の刊行準備を行う。

(4) 『会報』

第150号（電子版）を2026年7～8月、第151号（電子版）を2026年11月、第152号（電子版）を2027年3月に、それぞれ刊行する。

(5) ウェブサイト・メールニュース

引き続きウェブサイト管理を行い、メールニュース配信等を活用して積極的に発信を行う。

(6) 学術会議・国際交流

学生会員・早期キャリア会員への研究支援を引き続き積極的に行う。また、地域研究コンソーシアム（JCAS）、地域研究学会連絡協議会（JCASA）への対応も引き続き実施する。

(7) 会計

2026年度予算の執行、2027年総会への決算報告、同監査報告、2027年度予算の策定を実施する。

(8) 総会

第48回通常総会（2027年6月開催予定）を招集する。

(9) 理事会

第186回理事会を2026年6月に、第187回理事会を2026年9～10月に、第188回理事会を2027年1月に、第189回理事会を2027年5～6月に実施する。

(10) 事務局

2026年度入退会手続きの管理、名簿の管理、外部問い合わせ等への対応を行う。

(11) その他

学生会員・早期キャリア会員への支援制度を整備する（大会参加支援制度の新規導入等）。大会参加申し込みシステム、および学会ウェブサイトのリニューアルを検討・導入する。理事長・理事選出規則、理事選挙施行細則を検討する（条文の適正化等）。

本案は賛成多数（拍手式）で承認された。

8. 議案7に基づき、2026年度予算案について柴田理事（会計担当）より説明がなされた。

本案は賛成多数（拍手式）で承認された（詳細については別掲の予算概要を参照）。

9. 以上をもって、議長が閉会を宣言し、日本ラテンアメリカ学会第47回総会は終了した。

《2025年度決算》 (2025年4月1日～2026年3月31日)		《2026年度予算》 (2026年4月1日～2027年3月31日)	
収入の部	決算	収入の部	予算
学会費収入	2,817,664	学会費収入	3,300,000
雑収入（利息等）	12,230	雑収入（利息等）	10,000
定期大会返金	243,467		
小計	3,073,361	小計	3,310,000
前年度より繰越	12,376,352	前年度より繰越	11,894,351
合計	15,449,713	合計	15,204,351
支出の部		支出の部	
クレジット手数料	127,553	クレジット手数料	150,000
事務局経費	430	事務局経費	10,000
事務委託費 （会員管理）	1,348,681	事務委託費 （会員管理・ホームページ）	2,000,000
郵送・通信費	5,520	郵送・通信費	50,000
編集PDF費 （年報45号・会報No. 147-149）	339,812	編集PDF費 （年報46号・会報No. 150-152）	800,000
選挙管理委員会経費	0	選挙管理委員会経費	132,000
ホームページ管理費 （アルバイト代含む）	138,640	ホームページ管理費 （アルバイト代含む）	200,000
理事会経費	0	理事会経費	50,000
定期大会費	950,000	定期大会費	1,200,000
研究部会助成	0	研究部会助成	20,000
雑費（振込手数料）	6,240	雑費（振込手数料）	10,000
若手支援補助費	609,000	若手支援補助費	700,000
託児補助費 （大会内外の託児所対象）	0	託児補助費	100,000
企画費	25,286	企画費	100,000
予備費	4,200	予備費（J-Stage掲載）	500,000
小計	3,555,362	小計	6,022,000
次年度への繰越	11,894,351	次年度への繰越	9,182,351
合計	15,449,713	合計	15,204,351

日本ラテンアメリカ学会会則（新）	日本ラテンアメリカ学会会則（旧）
1980年6月 8日制定	1980年6月 8日制定
1994年6月11日一部改正	1994年6月11日一部改正
1999年6月 5日一部改正	1999年6月 5日一部改正
2000年6月 3日一部改正	2000年6月 3日一部改正
2001年6月 2日一部改正	2001年6月 2日一部改正
2007年6月 2日一部改正	2007年6月 2日一部改正
2012年6月 2日一部改正	2012年6月 2日一部改正
2014年6月 7日一部改正	2014年6月 7日一部改正
2015年5月30日一部改正	2015年5月30日一部改正
2016年6月 4日一部改正	2016年6月 4日一部改正
2022年6月 4日一部改正	2022年6月 4日一部改正
2023年6月 3日一部改正	2023年6月 3日一部改正
2025年6月14日一部改正	2025年6月14日一部改正
<u>2026年6月13日一部改正</u>	
新	旧
第2章 会 員 第6条（種別） 本会の会員は、次の通りとする。 (一) 正会員 ラテンアメリカおよびその関連地域を研究する者で理事会が入会を承認した者。 (二) （削除） (三) （削除） (四) シニア会員 <u>満60歳以上</u>で、理事会が承認した者。 (五) <u>終身会員 満65歳以上、かつ本学会の在籍年数が20年を超える会員で、理事会が承認した者。なお、終身会員は、役員</u> <u>の選挙権および被選挙権を有しない。</u> 第7条（入会・種別変更） 1. 正会員として入会を希望する者は、正会員1名の推薦により、所定の申込書を提出し、理事会の承認を受けるものとする。 2. <u>シニア会員、終身会員への種別変更手続き</u>については、理事会が別に定める。 （中略）	第2章 会 員 第6条（種別） 本会の会員は、次の通りとする。 (一) 正会員 ラテンアメリカおよびその関連地域を研究する者で理事会が入会を承認した者。 (二) （削除） (三) （削除） (四) シニア会員 <u>年齢65歳以上、かつ本学会の在籍年数が20年を超える会員で、</u> <u>理事会が承認した者。</u> 第7条（入会・種別変更） 1. 正会員として入会を希望する者は、正会員1名の推薦により、所定の申込書を提出し、理事会の承認を受けるものとする。 2. <u>シニア会員への種別変更手続き</u>については、理事会が別に定める。 （中略）

第11条（除名） 理事会は、会員が次の各号に該当する場合、議決をもってこれを除名することができる。 (一) 会費を連続して2年間、無届けで滞納した場合。 (二) 本会の名誉を著しく傷つける行為、又は本会の業務若しくは学術活動に重大な支障を及ぼす行為があったと理事会が合理的根拠に基づき認定した場合。	第11条（除名） 理事会は、会員が次の各号に該当する場合、議決をもってこれを除名することができる。 (一) 会費を連続して2年間、無届けで滞納した場合。 (二) 本会の名誉を著しく傷つけた場合。
（中略）	（中略）
付 則 1. 本会の会費は、次の通りに定める。 正会員 年額7千円（但し、正会員が別に定める学生会員または早期キャリア会員の場合は、年額3千円とする） シニア会員 年額3千円 <u>終身会員 満65歳以上70歳未満の場合は一括2万円、満70歳以上の場合は一括1万円とし、その納入をもって以後の年会費を免除する。</u>	付 則 1. 本会の会費は、次の通りに定める。 正会員 年額7千円（但し、正会員が別に定める学生会員または早期キャリア会員の場合は、年額3千円とする） シニア会員 年額3千円

細則 シニア会員

2026年6月13日制定

1. 本会のシニア会員の資格は、次の通りに定める。
満60歳以上で、専任の被雇用者としての収入またはそれに準ずる収入のない者。ただし、年金収入はこれらの収入に該当しないものとする。
2. シニア会員の年会費は、会則の付則に定める通りとする。
3. シニア会員への資格変更を希望する者は、本会に届け出なければならない。ただし、年度途中で資格の変更があった場合、新たな年会費は翌年度の4月1日から適用する。

細則 終身会員

2026年6月13日制定

1. 本会の終身会員の資格は、次の通りに定める。

満65歳以上、かつ本学会の在籍年数が20年を超える会員で、専任の被雇用者としての収入またはそれに準ずる収入のない者。ただし、年金収入はこれらの収入に該当しないものとする。
2. 終身会員の年会費は、会則の付則に定める通りとする。
3. 終身会員への資格変更を希望する者は、本会に届け出なければならない。ただし、年度途中で資格の変更があった場合、当該年度の年会費は旧資格に基づき納付しなければならないものとする。
4. 終身会員は、会則に定める役員の選挙権および被選挙権ならびに総会の議決権を除き、正会員と同一の権利を有する。
5. 終身会員は、本会に届け出ることにより、正会員またはシニア会員への資格再変更を行うことができる。

細則

学生会員および早期キャリア会員（新）

2025年6月14日制定

2026年6月13日一部改正

1. 本会の学生会員および早期キャリア会員の資格は、次の通りに定める。
 - (一) 学生会員とは、国内外の高等教育機関に学籍を有する会員、またはそれに準ずる会員とする。
 - (二) 早期キャリア会員とは、国内外の高等教育機関の大学院課程を修了または退学して学籍を失った日が属する年度の翌年度から起算して10年以内にあり、学術研究活動に取り組んでいる会員とする。但し、早期キャリア会員としての資格を有するのは、通算して7年間を上限とする。

細則

学生会員および早期キャリア会員（旧）

2025年6月14日制定

1. 本会の学生会員および早期キャリア会員の資格は、次の通りに定める。
 - (一) 学生会員とは、国内外の高等教育機関に学籍を有する会員、またはそれに準ずる会員とする。
 - (二) 早期キャリア会員とは、国内外の高等教育機関の大学院課程を修了または退学して学籍を失った日が属する年度の翌年度から起算して10年以内にあり、学術研究活動に取り組んでいる会員とする。但し、早期キャリア会員としての資格を有するのは、通算して7年間を上限とする。

(三) 専任の被雇用者としての収入またはそれに準ずる収入がある者は、学生会員および早期キャリア会員としての資格を有しない。 2. 学生会員および早期キャリア会員の年会費は、会則の付則に定める通りとする。 3. 学生会員または早期キャリア会員の資格を喪失した者もしくは学生会員から早期キャリア会員への資格の変更のあった者は、直ちに本会に届け出なければならない。但し、年度途中で資格の喪失または変更があった場合、新たな年会費は翌年度の4月1日から適用する。 4. <u>学生会員および早期キャリア会員に係る制度については、2023年総会（2023年6月3日）の決議に基づき、本会の財政状況等を勘案のうえ、同総会から5年後にその継続の可否等を判断し、継続が決定された場合には、以後も定期的に見直しを行うものとする。</u>	(三) 専任の被雇用者としての収入またはそれに準ずる収入がある者は、学生会員および早期キャリア会員としての資格を有しない。 2. 学生会員および早期キャリア会員の年会費は、会則の付則に定める通りとする。 3. 学生会員または早期キャリア会員の資格を喪失した者もしくは学生会員から早期キャリア会員への資格の変更のあった者は、直ちに本会に届け出なければならない。但し、年度途中で資格の喪失または変更があった場合、新たな年会費は翌年度の4月1日から適用する。
--	---

個人情報保護に関する細則

2026年6月13日制定

(目的) 第1条 本細則は、日本ラテンアメリカ学会（以下「本会」という。）が会員の個人情報を適正に取り扱い、その保護を図ることを目的とする。 2 本会は、会員の信頼を損なうことのないよう、個人情報の取扱いに細心の注意を払う。 (個人情報の範囲) 第2条 本細則における個人情報とは、氏名、住所、所属機関、連絡先その他、会員を識別できる情報をいう。 (利用目的) 第3条 本会が個人情報を利用するのは、次の目的に限る。 1 会費の請求および会員名簿の管理
--

2 大会、地域部会、その他の本会主催の研究集会における司会者、討論者、委員等の選定

3 機関誌の編集における査読者等の選定

4 選挙の運営および管理

5 その他、会務運営上、真に必要と認められる場合

(適正な管理)

第4条 本会は、会員の個人情報を適正に管理し、会員・非会員を問わず、第三者に提供または漏えいしない。

2 ただし、第3条に定める目的のために真に必要な場合に限り、関係する理事または委員に最小限の範囲で共有することができる。

(情報の更新)

第5条 会員は、住所、所属機関、メールアドレス、会員資格等に変更があった場合、速やかに事務局に届け出るものとする。

2 円滑な会務運営のため、本会は会員に情報更新への協力を求める。

(改廃)

第6条 本細則の改正または廃止は、理事会の提案に基づき総会の承認を経て行う。

理事長2期目就任に当たってのご挨拶

このたび会員の皆様からご信任を賜り、引き続き理事長を務めることになりました。1期目の2年間は、理事・会員の皆様のご理解とご協力に支えられ、さまざまな改革に取り組むことができました。この場を借りて、心より御礼申し上げます。

2期目を迎えるに当たり、私が引き続き大切にしたいのは、本学会、そして日本のラテンアメリカ研究の強みである「裾野の広さ」を生かすことです。大学で研究・教育や若手研究者の育成に携わる方々はもちろん、語学教育を含め、さまざまな研究機関や職場で、それぞれの立場からラテンアメリカ研究を支えてこられた多様な会員の皆様の存在こそ、本学会の財産であり、日本のラテンアメリカ研究を支えてきた基盤だと考えています。

この考えのもと、昨年と今年の3月、新たな取り組みとして「研究交流イベント」を開催しました。本学会に所属していない学部生・大学院生も参加する研究発表と交流の機会を設けたところ、両年とも盛況で、活発な議論に加え、和やかな交流を通じて新たなつながりも生まれました。これをきっかけに入会してくださった方も毎年おり、将来の研究基盤づくりにつながる取り組みになったと感じています。

また、関係理事の皆様のご尽力により、来年6月の大会からは、研究報告を行う学生・早期キャリア会員を対象に、旅費・宿泊費を助成する制度を導入することになりました。これらの会員の方々の研究活動の継続と発展の一助となることを願っています。

一方、本学会はまもなく創立50周年を迎えます。長年にわたりラテンアメリカ研究を牽引してこられた会員の皆様が退会されることを、残念に感じてきました。そこで、本年度の総会では終身会員制度を創設し（新会費の適用は来年度から）、経験豊かな研究者の皆様に引き続き学会に参画していただける環境を整えました。新鮮で自由な発想と、長年培われた知見や経験の双方があつてこそ、日本のラテンアメリカ研究はさらに発展していくものと信じています。

もちろん、今後取り組むべき課題も残されています。この2年間では、学会誌『ラテンアメリカ研究年報』のオンライン化や地域部会のオンライン・ハイブリッド開催を実現し、年1回の大会に参加できない会員にも研究報告の機会を提供することができました。一方で、学会運営を取り巻く制度や事務手続きは年々複雑化し、理事会や大会実行委員会の負担も増えています。こうした状況を踏まえ、業務の効率化を図ることはもはや急務です。

また、学会財政についても、中長期的な視点から考えていく必要があります。2004年の学会事務センター破産という苦い経験を経て本学会は健全財政を維持してきましたが、結果として、任意団体としてはやや過大な資産が蓄積されている状況にあり、将来的な会員数の推移や物価上昇等については留意しつつも、資産をいっそう有効に活用していくことが重要です。大会運営への予算配分を充実させるとともに、大会参加申込みやペーパー管理などのオンラインシステムの構築にも取り組み、学会活動のさらなる発展につなげていきたいと考えています。会員の皆様のご理解を賜れば幸いです。

これからの2年間も、新たな理事の皆様と力を合わせ、多様な立場の会員一人ひとりが、それぞれのかたちで学会に参画することの意義を実感できる学会を目指してまいります。引き続き、会員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

浦部浩之（獨協大学）

4. 第47回定期大会・研究発表

〈記念講演〉

Utopías ciudadanas en América Latina:

Formas emergentes de activismos sociales en tiempos de desilusión

Eija Ranta (Universidad de Helsinki)

本記念講演では、ラテンアメリカにおいて政治や社会への「幻滅」が広がるなか、新たな市民運動がいかなる変革の可能性を生み出しているのかを、「市民的ユートピア」の概念から論じられた。ここでいう市民的ユートピアとは、より望ましい社会秩序や民主主義、市民のあり方についての想像を、市民による具体的な実践と結びつけるものである。1990年代以降の反新自由主義運動や左派政権への期待と失望、近年では右派・極右の台頭、政治的分極化、開発主義をめぐる対立などが、人々の幻滅を深めている。講演では、ボリビアの若いアイマラによる反人種主義運動や、土地と自然に根ざした生活を守る「*r-existir* (抵抗しつつ存在する)」の実践を取り上げられた。こうした運動は、平等、尊厳、正義をめぐる理念を現実の市民的实践へと結びつけ、市民であることの範囲と内容そのものを問い直している。ランタ氏は、現状ではこれらの理念が実現可能性の領域から遠ざかりつつあるからこそ、新たなアクティビズムが公共的な動員への希望と動機を育む重要性を増していると論じた。

今回の記念講演は、参加者も非常に多く、多様な地域で活動するラテンアメリカ地域研究者との対話の機会に対する会員のポジティブな態度が窺われる講演となった。講演後にはフロアからも積極的な質疑も行われ、活発な議論が行われた。

(文責・相田豊)

〈分科会1〉

メキシコの歴史と記憶

[司会] 岩崎賢 (神奈川大学)

本セッションでは、ユカタン半島北部における気象や災害の実態と古文書に記された内容との関係、古文書に記されたメキシコ・ベラクルス州のコタストラに関する現地調査、メキシコのロス・ラウレレス村における織物と結びついた住民の生活体験の記憶など、メキシコの文化と歴史に関する様々なテーマでの発表が行われた。いずれも現地における綿密な調査と、歴史文献に関する深い理解に基づいてなされた研究発表であり、メキシコという地域に関して理解を深める上で有意義なセッションとなった。各報告の要旨・概要は以下の通りである。

第一報告

ユカタン半島北部における気象・自然災害の実態と『チラム・バラムの書』との関係

[報告者] 郷澤圭介 (拓殖大学)

[討論者] 井上幸孝 (専修大学)

本報告は、気象災害・自然災害へのユカタン・マヤ人の適応策についての聞き取り調査結果、そしてそのデータと『チラム・バラムの書』の内容との比較考察に関するものである。ユカタン州東部の人々にとって旱魃、ハリケーン、豪雨、多雨、洪水、蝗害は深刻な災害である。家屋への被害を軽減するための伝統的対策は存在するが、農作物被害を防ぐことは困難であり、災害の終息を待つことしかできない。そのため彼らは、人間が制御できない災害を、畏れつつも生活の一部として受け入れ、不作時には救荒食で飢えを凌ぎ耐えてきたことが理解できた。一方で『チラム・バラム』の災害に関する言及には、予言の形で支配域の人々に指示すべき対応策を示していた可能性、そして過去の災害データを同書に蓄積させ、その発生サイクルを探り予測することで、人々に心理的準備を促し、混乱を最小限に抑えるための役割を担っていた可能性の二点について指摘した。

第二報告

先スペイン期のコタストラ（メキシコ・ベラクルス州）とその現状

〔報告者〕 柳澤佐永子（メキシコ国立自治大学）

井上幸孝（専修大学）

〔討論者〕 SAUCEDO SEGAMI Daniel Dante（立命館大学）

本報告は、16世紀末の史料『クロニカ・メヒカーナ』の邦訳・解読精度向上を目的に、2025年9月にメキシコ・ベラクルス州等で実施した現地調査に関するものである。同州中部のコタストラ（かつてのクエトラシュトラン）は、メシーカの第5代王による征服後、徴税吏が配置された交通・資源の要衝であり、第9代王の治世にはスペイン船到来の報告や交渉の拠点となった歴史を持つ。調査では行政関係者との交流に加え、太陽盤やチャクモール像等の出土品、後古典期の遺跡と思われる小山群（プエプロ・ビエホ地区）を視察した。メシーカ文化の影響を残す遺構や現代の地域文化に接し、実地見聞を得たことで、史料上の征服過程や進軍ルートを実感する収穫を得た。今後はこの知見を反映し、同史料の解読とテキスト分析をさらに推進していく。

第三報告

身体に宿る記憶としての織物

ーメキシコ、ロス・ラウレレス村における元難民女性の感情実践

〔報告者〕 大倉由布子（津田塾大学）

〔討論者〕 川上英（慶應義塾大学）

本報告では、グアテマラ内戦（1960～1996年）を逃れ、メキシコ・カンペチェ州ロス・ラウレレス村へ移住したマヤ系先住民元難民女性を対象に、織物文化がいかに再生されたのかを検討した。2022～2024年に実施した参与観察およびインタビュー調査を、感覚民族誌とソマティック・ワークの視点から分析した結果、織物は内戦以前には保護や愛情を媒介する存在であったが、逃避行では生存のための道具へと意味を変え、難民生活では伝統衣服を失う経験が「自己を失う」という身体的断絶として経験されていたことが明らかになった。一方、定住後に織物実践が再開されると、それは故郷や家族との記憶を身体に呼び起こし、

自己とのつながりを回復する実践として再構成されていた。以上から、織物文化の継承は、身体に刻まれた記憶と感情が実践を通して再び経験されることで成立する**「身体化された文化継承」の過程**として理解できることを示した。さらに、感覚民族誌とソマティック・ワークを組み合わせることで、身体経験を通して文化継承の過程を分析する方法論の有効性を示した。

〈分科会2〉

移民と政策

〔司会〕 笛田千容（駒澤大学）

本分科会では、カリブ海地域およびメキシコを事例として、近年の国際移民をめぐる政策変容とその背景について検討した。ベネズエラ移民の流入や米国の移民政策転換が受入国・通過国の制度や実践に与えた影響を、それぞれの現地調査や制度分析に基づいて報告し、移民管理、難民保護、滞在正規化をめぐる課題と今後の研究の方向性について活発な議論が行われた。なお、田中エリカ会員から報告辞退の申し出があり、当分科会の報告件数は2件となった。

第一報告

トリニダード・トバゴにおける移民管理の強化
ーベネズエラ移民の流入を発端とした在留登録

〔報告者〕 鈴木美香（福岡大学）

〔討論者〕 松本八重子（亜細亜大学）

本報告では、祖国での危機を背景とするベネズエラ人の流入を契機として2019年にトリニダード・トバゴ（TT）で導入された在留登録制度（MRF）とその拡大から、2010年代後半以降における同国の移民・難民政策の変遷を考察した。TT政府はベネズエラ人の難民申請・認定の回避策としてMRFを導入したこと、2026年の拡大の際には前者に加え、移民・難民の安全保障化の視点が強化されたことを明らかにした。討論者からは、研究アプローチおよび今後の研究の方向性についての質問に加え、TTがベネズエラ人在留者に即座に長期滞在を許可できない理由として、失業問題やカリブ地域の経済統合といった事情が考えられるとの指摘があった。これに対し報告者からは、本研究では社会学および国際関係学の視点から、より良い生活を求め複数国を移動する多段階移動の概念も取り入れていきたいと述べた。また、TTの失業率の算出方法を検証するとともに、TTは移民受入れ国であると同時に英語圏への移民送出国という面も持ち合わせており、労働力不足に陥っている分野が存在することを考慮する必要があると応答した。

第二報告

トランジット移民のメキシコにおける滞在正規化の可能性

〔報告者〕 柴田修子（同志社大学）

〔討論者〕 飯尾真貴子（一橋大学）

本報告では、米国におけるバイデン大統領からトランプ大統領への政権交代にともない、メキシコに入国していたトランジット移民の人数にどのような変化が生じつつあるかを2025年夏に行った現地調査をもとに報告した。報告ではまずトランジット移民の定義について確認し、バイデン政権下で行われたCBP Oneが政権交代とともに廃止されたことで、彼らが出身国へ帰国するかメキシコに留まるかの選択に迫られたことを説明した。ついでメキシコでの滞在合法化の手段として人道カードの取得があること、そのためには難民申請が一般的であることを明らかにした。その一方で、難民申請の受付機関であるCOMARは予算規模、事務所数ともに増加しておらず、対応が十分とは言えない状況が続いていることを示した。討論者からは、移民に寛容というメキシコの自己認識の再検討や「トランジット移民」というカテゴリーの精査の必要性、移民シェルターを分析枠組みのなかにどう捉えるかなど、非常に示唆に富んだコメントと質問が得られた。

〈分科会3〉

メディアと社会

[司会] 坂口安紀（アジア経済研究所）

本分科会では、3つの報告が予定されていたが、Ingrid Urgelles報告と Danilo Santos López報告（いずれも Pontificia Universidad Católica de Chile）が取りやめとなったため、Juan Arturo Mila Maldonado（Universidad de Alicante）報告1件のみとなった。そのため、以下の報告の開始時間が繰り上がり10時開催へと変更された。2つの報告キャンセルや時間変更もあり、参加者は多くなかったが、1月のベネズエラへの米国による軍事作戦直後のSNS上のテキスト分析という興味深いテーマと手法、また討論者からの質問もあり、充実したセッションとなった。

第一報告

Polarización afectiva y discursos de doble rasero. Encuadres de hospitalidad selectiva y subordinación energética en la transición venezolana mediada por EE. UU.

[報告者] Juan Arturo Mila Maldonado（Universidad de Alicante）

[討論者] 石橋純（東京大学）

本報告は、2026年1月3日米国によるベネズエラへの軍事作戦によりニコラス・マドゥロが拘束、米国送致された件について、その直後の7日間のSNS（X）上のテキスト分析を行い、左派（チャベス派）と右派（反政府派）の著名なオピニオン・リーダー4人ずつ、合計8人、計1629件のツイートの特徴を二項ロジスティック回帰分析であぶりだすものである。

左派4人の特徴は、防御的ナラティブを展開し、道徳性や国際法違反、軍事介入への批判が中心的であった。感情的表現を避けながら、一方で右派を批判する場合には戦略的に蔑称的言葉を使った。一方右派の4人は、制度的・構造的議論よりもトランプ大統領やルビオ国務長官など人物に焦点を当てた個人化した言説を展開し、センセーショナルな言葉を使い政治変革のイメージ形成を図った。

討論者からは、計量分析手法の可能性を評価する一方で、いずれも4人ずつの特定したオ

ピニオン・リーダーのツイートを取り上げており、誰を選定したかによって分析結果に小さくない違いが出てくる点が指摘された。またこの研究では米国による軍事作戦の直後のツイートが使われているが、時間経過による比較分析を実施すれば興味深い研究になるのではないかとのコメントも寄せられた。

なお本報告は、スペインのAdComunicaというジャーナルの査読中のペーパーに基づくものであり、事前に報告ペーパーは当大会のプラットフォーム上に提出されていなかったことと、報告ペーパータイトルとプログラムおよび要約集に記されたタイトルは若干異なるものであったことも申し添える。

〈分科会4〉

植民地時代史

〔司会〕 坂野鉄也（滋賀大学）

本分科会はいずれも意欲的かつ挑戦的な内容を持つ3つの報告により構成された。その内容の詳細は以下の報告概要によって示されるが、「意欲的」や「挑戦的」という言葉の具体的な内容はそこに見られるであろう。討論者によるコメントのみならずフロアからの質問によって、いずれの報告も現状における課題がクリアとなるとともに、さらなる研究方向も浮かび上がった。報告者個々に研究の進展が期待されるものとなったものと思われる。また、分科会であるにもかかわらず、報告者間の連携の可能性も見えた。大会における報告の意義が十分に感じられる分科会となった。

第一報告

18世紀メキシコの異端審問記録にみる人々の宗教的実践と、
その教育史的・社会経済的背景

〔報告者〕 和田杏子（慶應義塾大学）

〔討論者〕 横山和加子（慶應義塾大学）

本発表では、18世紀後半のメキシコ異端審問所で裁かれたイスミキルパン郡の二事例について、社会身分や村内行政の論理、王室による教育政策および教会行政改革との連関の中に位置付けて再検討することで、先行研究が重視する「伝統」や「アイデンティティ」を巡る議論からは見えて来ない、宗教実践者たちの生存戦略を明らかにした。討論者の横山和加子氏からは、宗教実践を担うインディオの多面性や、聖職扶持を持てない下位聖職者を構成した人種グループ・その養成システム・司牧のあり方・財力について、また、クリオーリョ・アシエンダ制・教会の関係についても掘り下げることで、植民地教会内の諸グループの複雑性を明らかにできるのではないかとのご指摘をいただいた。フロアからも、審問過程に関する詳細や先住民言語史料の存在の有無、発表スライドの中の日本語表現等について様々なご質問やご指摘をいただくことができた。

第二報告

16-17世紀ポトシ銀山市場と南米南部地域

ーチャルカスとその周辺部（リオ・デ・ラ・プラタ、チリ）

〔報告者〕 真鍋周三（兵庫県立大学）

〔討論者〕 佐藤正樹（慶應義塾大学）

報告では、16-17世紀南米南部地域のうち、リオ・デ・ラ・プラタとチリをとりあげてその政治的・経済的特徴の一部を抽出して、ポトシ銀山市場との関係で考察した。

リオ・デ・ラ・プラタとチリの征服、植民地化の過程においてスペイン人は、先住民チリグアノやアラウカノらの激しい抵抗に遭遇した。スペイン人は戦場で捕らえたアラウカノを奴隷にした。

ポトシ市場に運ばれた商品のうち、チリの主要産品である小麦に注目した。アラウカノ奴隷がその生産を担った点を指摘した。また、17世紀後半、パラナ川下流サンタ・フェにおけるアントニオ・デ・ベラ・ムヒカによるラバの養殖方法とポトシへの提供形態を考察した。ラバはラプラタ川一帯の低地で育成されただけでは役に立たず、耐寒訓練を経てはじめて商品となった点を強調した。また黒人奴隷がポトシの鉱山労働に投入されなかったのは、費用対効果に起因する点を自分の体験を交えて説明した

第三報告

植民地期ラプラタにおけるグアラニ先住民の領域拡大—布教区への異教徒編入を中心に—

〔報告者〕 武田和久（明治大学）

〔討論者〕 大越翼（京都外国語大学）

本発表では、17-18世紀のラプラタ地域においてイエズス会士が運営した布教区と、そこに暮らす先住民グアラニの領域拡大の動きを「対人主義」の観点から検討した。事例として、(1) マテ茶畑を管轄した先住民Dongeのコンセプシオン布教区への移動による同地の権益主張、(2) 首長Ñezúの臣従者のサン・ハビエル布教区への移動に伴う領域主張、(3) 18世紀中葉の土地割譲危機における首長Ñeenguirúによる住民全体を「親戚」とみなす言説を取り上げた。いずれも人の移動や関係性を根拠に領域権が主張される点に特徴があり、対人関係に基づく権力行使が確認できる。討論ではDongeとJosé Taparayの関係が問われ、両者の管轄領域の重なりやDongeの非グアラニ系の可能性から、主従関係の存在が示唆された。

〈分科会5〉

南米と日本・日系人

〔司会〕 後藤雄介（早稲田大学）

本分科会では、2名の会員による報告がおこなわれた（本来は3名のはずであったが、1名が辞退した結果、2名となった。辞退者が出たことは遺憾である）。フロアには常時30名前後の参加者がおり、質問やコメントも複数寄せられ、会は盛況であった。

両報告は、南米の日系社会の足跡をたどるため、興味深い史料にあたっている。大島報告

は、特定地域における諸組織の残した史料から史実を多面的に炙り出そうと試み、あらたに史料保存が確認された文書館での調査も予定している。Saucedo Segami 報告は、自身の私的な家族写真を出発点としつつも、他の日系の家族写真を束ねてゆくことで史料の客観的価値を高めてゆくことを想定している。それぞれ、今後の研究の広がりが期待される。

第一報告

ボリビア・アマゾン地域の日本人移民——20世紀初頭の地域社会との相互関係

〔報告者〕 大島正裕（立教大学ラテンアメリカ研究所）

〔討論者〕 長尾直洋（名桜大学）

20世紀初頭、ペルーから天然ゴム景気に沸くアマゾン地域へ約2,000人の日本人移民が移動し、その多くがボリビア北部のベニ県リベラルタに移住した。この事実はよく知られていたが、日本人移民と地域社会との関係性は十分に解明されていなかった。近年、当時地域に巨大な影響力を持ったスアレス商会をはじめとする、現地企業の経済・権力構造に関する歴史研究が進展し、これにより、日本側の史料であるリベラルタ日本人協議事録などと地域の実情とを照らし合わせた、より深い分析が可能となった。議事録の再読から、日本人移民は地域社会と密接な緊張関係に置かれながらも、農業や小売業を通じて関係を取り結び、自らの立場を少しずつ強化していた実態が判明した。本報告は、リベラルタの議事録や現地で確認された一次史料を用い、1920年代の日本人と地域社会の関係性を再考するものである。

討論者からは、本報告が近年発見された新資料を活用してリベラルタの状況を描写し、地域社会との関係性に注目している点が評価された。一方で、地域社会による日本人への寛大さに力点が置きすぎているとの指摘もあった。地域社会との「共生」に至る過程での負の側面をさらに掘り下げる必要性や、他地域（トリニダやブラジル）の事例との比較検討の重要性についての指摘もあった。

第二報告

Diáspora, fotografía e identidad:

explorando la inmigración japonesa al Perú a través de una colección fotográfica familiar

〔報告者〕 Daniel Dante Saucedo Segami（立命館大学）

〔討論者〕 野内セサル（名古屋大学大学院）

Esta ponencia propone el análisis etnográfico del archivo fotográfico familiar como método para estudiar los procesos de cambio identitario en la diáspora japonesa en el Perú. A partir de la colección fotográfica de la familia Segami —una familia nikkei establecida en Chancay y Lima desde 1906—, se introduce el concepto de *registros de intencionalidad fotográfica*: capas de lectura analítica que pueden coexistir simultáneamente en una misma imagen, sin ser categorías mutuamente excluyentes ni exhaustivas. El análisis de cuatro imágenes del archivo demuestra la operatividad de este marco: el retrato formal de la familia enviado a Japón, una página del álbum que yuxtapone distintos registros, una fotografía de Yoshitaro Amano y Nikumatsu Okada en un sitio arqueológico de Chancay, y el funeral de Masaichi Segami en el cementerio Presbítero Maestro de Lima (1955). El estudio se

inscribe en el proyecto Nikkei+R de la Universidad Ritsumeikan.

En la discusión se señalaron la necesidad de ampliar la bibliografía sobre fotografía y diáspora, el riesgo de subjetividad del enfoque autoetnográfico, y la posible falta de representatividad del caso. El ponente respondió que se trata de una primera aproximación metodológica en desarrollo dentro del proyecto Nikkei+R; que la autoetnografía crítica, al hacer explícita la posición del investigador, permite acceder a dimensiones de la experiencia migrante de otro modo inaccesibles; y que el objetivo no es generalizar sino proponer un método transferible a otros archivos nikkei, ilustrando además la diversidad interna de la comunidad.

〈分科会6〉

思想と表象

〔司会〕柳原孝敦（東京大学）

本分科会では当初、3人の発表が予定されていたが、そのうちひとりが直前に発表をとりやめたため、2人のみとなった。残った2名の発表は、哲学と短篇映画や詩を扱うもので、分野が異なるのだが、いずれもアンデス地方の現在を生きる先住民の世界観を叙述する試みを扱っているという意味で統一がとれたものとなった。

第一報告

アンデス哲学は口承伝統にどうアプローチするか

〔報告者〕中野裕考（東京大学）

〔討論者〕藤田護（慶應義塾大学）

本発表は、発表者がサン・アントニオ・アバー・デル・クスコ大学のファビオ・サンチェス教授とその門下生4人とともに2025年から実施している共同研究についての中間報告である。それは、アンデス地域の「大地への返礼」儀式の具体的な様子を撮影し、アンデス哲学の担い手としての哲学的源泉とするという試みである。発表では、その理論的背景、方法論、実施内容、成果発表のあり方について報告し、対論者の藤田護先生をはじめ聴衆の方々のアドバイスを受けた。貴重な機会をいただけたことに感謝し上げる。

第二報告

Muerte y cosmovisión andina en “Baulera 12” (Bolivia) y “Abro el miedo” (Perú):
archivo y memoria en obras andinas contemporáneas

〔報告者〕福谷イリーナ（早稲田大学）

〔討論者〕岡本年正（帝京大学）

En la presentación de Baulera 12 y Abro el miedo, se reflexiona sobre cómo el acto de archivar se convierte en una forma de reorganizar la vida frente a la cercanía de la muerte, mientras que la enfermedad transforma la manera en que el sujeto comprende su identidad, el mundo y el lenguaje. Ambas obras proponen una visión contemporánea de la cosmovisión andina, alejada de perspectivas

nacionalistas o folclóricas, al representar identidades híbridas, memorias fragmentadas y experiencias de tránsito. Así, la escritura y la imagen funcionan como un archivo comunitario que no solo preserva el pasado, sino que también resignifica el presente y convierte la experiencia individual en un legado colectivo.

〈分科会7〉

政治・国際関係

〔司会〕 狐崎知己（専修大学）

本分科会では、研究対象国及び研究課題の双方において、ラテンアメリカ地域研究の新たな地平を開く有益な報告と討論が行われた。対象国はウルグアイ、ハイチ、ベリーズであり、研究課題は非国家主体による米国と南米・アジア関係の歴史比較分析、日本外務省に蓄積された国際機関経由の対中南米協力評価データベースの活用、ベリーズ大使としての勤務経験を活かした現代政治経済・国際関係の分析であった。40人を超える会員がフロアを埋め尽くし、関心の高さを示していたが、時間制約のために十分な討議を行えず残念であった。なお、松尾報告への討論者として非会員の山本航平氏（就実大学）にご快諾いただいた。

第一報告

北米YMCAの「海外事業」と南米―「文明化の使命」の不在、モンロー主義、土着化―

〔報告者〕 松尾俊輔（明治大学）

〔討論者〕 山本航平（就実大学）

本報告では、20世紀初頭の北米YMCAによる海外伝道事業の南米におけるその位相を検討した。北米YMCA海外事業は、その主眼だったアジアにおいては西洋近代プロテスタント的な価値観を「遅れた」「非西洋」に植え付ける試みとして「文明化の使命」や「帝国主義」といった枠組みで論じられてきたが、南米ではそのような目的論が希薄だったことを指摘し、代わって「モンロー主義」や「パンアメリカニズム」という米州間の精神の一体性を主張する言説が前景化することを明らかにした。その上で、「アジアとの比較」「米国とのつながり」というこれら二つの分析視角を総合する形で、プロテスタント・ミッション全体の歴史をもふまえ、「マイナーな」南米だからこそ海外事業全体の中で先駆的な活動を行うことができたのだという積極的な評価を試みた。討論者とフロアからは、受容者である南米の側からの視点やアウトリーチの方法などについて質問やコメントをいただき有意義な議論ができた。

第二報告

日本の対ラテンアメリカ協力を「評価データ」から再構成する：

ハイチとボリビアを例とした国別エビデンスの統合的活用に向けて

〔報告者〕 河野撰（専修大学大学院博士課程後期）

〔討論者〕 久松佳彰（東洋大学）

本報告では、外務省やJICAが目的に応じて多様な評価を行う中で、外務省の国際機関評価に含まれるファクトデータに特に注目し、ハイチとボリビアを例に日本の貢献を国別に再構成する枠組みを提示した。討論では討論者から「(評価体系は) どう“バラバラ”なのか」「(ODA戦略を) 立体的に理解するとは何か」との問いがあり、これに対し、パットンの利用重視評価の観点から、利用者を外務省やJICAに限定せず、研究者・NGO/NPO・市民などに広げて考える必要があると回答した。こうした広い利用者にとっては、特にODA予算がひっ迫する中で、「この国で日本は何を行い、何を成し遂げたのか」が把握しづらい点が課題であり、これを整理することが本研究の意義であると述べた。また「立体的に理解する」とは、二国間援助、政策レベル、国際機関経由の掘出といった異なるレイヤーを横に並べて読むことだと説明した。さらに、評価語と評定の関係性のテキスト分析の可能性や、WFPの学校給食評価などテーマ別に複数機関の評価を横断する方向性、外務省以外の評価結果も視野に入れた検討など、今後の発展に向けた示唆を得た。

第三報告

ベリーズ：民主体制と外交政策の現状とその歴史的背景

〔報告者〕白方信行（元外務省）

〔討論者〕木下雅夫（早稲田大学）

本報告では、まず、ベリーズが政権交代のある安定した民主体制を持つ国であることを紹介しその背景を説明した。また同体制を、英国の投資家アッシュクロフトが旧宗主国と旧植民地との関係を巧みに利用し揺さぶってきたことも明らかにした。他方で、現ブリセーニョ政権メンバーの社会的特徴の分析を行った上で、同政権が企業家及びエリート中心の政権であることを説明した。さらにこのような性格を持つ政権が、独立以来の多角的な外交、特にパレスチナ、キューバとの友好関係を継続している背景には、民族自決、反植民地主義の理念で独立交渉を行ったショマン元外相らの影響が現在も強くある点を明らかにした。討論者から、港湾等の再国有化の目的、現政権の「中道の均衡」を崩し得る要因、英西の植民地支配の影響の差異、フロアから、前野党党首による中国への接近の影響についての質問があった。

〈パネルA〉

今ラテンアメリカで音楽すること／踊ること

〔代表・司会〕相田豊（上智大学）

〔討論者〕安保寛尚（立命館大学）

佐本英規（筑波大学）

本パネルでは、ラテンアメリカ音楽・舞踊に関する4つの事例の発表があり、「今ラテンアメリカで音楽すること／踊ることとはどういうことか」という問いを中心に検討が行われた。討論パートでは、人類学外のラテンアメリカ地域文化研究の専門家の立場から安保寛尚が、ラテンアメリカ地域外の音楽人類学の専門家の立場から佐本英規がそれぞれ討論を行った。討論の中では、フィールドでの体験の重要性や、「日常」としてのラテンアメリカ音楽

の特徴など、パネルの核となるポイントについて意見交換を行うことができ、有意義な時間となった。また、フロアも企画側の想定を超えて、40名ほどの参加があり、セッション前後のやりとりも含めて、企画者・発表者ともに反響と手応えを感じることができたパネルであった。

第一報告

今、ブラジルでショーロをするとはどういうことか：「会話」としての音楽実践

〔報告者〕 鈴木岳志（東京外国語大学）

本発表では、ブラジルのインストゥルメンタル音楽ショーロを事例に、ブラジルポピュラー音楽を捉える新たな枠組みとして、「おしゃべり（conversa）」としての音楽実践を提示した。従来の研究が音楽ジャンルと階級・人種・アイデンティティを強く結びつけてきたことへの問題意識から、2025年8～9月にサンパウロ、レシーフェ、リオ・デ・ジャネイロで参与観察を実施した。調査をもとに、ショーロの「おしゃべりらしさ」として、流動的に集う自律した「個人」を単位とすること、楽譜だけではなく即興的な理解や目線・姿勢を含む「話し言葉」のような実践であること、演奏技術の向上や他者を圧倒することではなく音を交わし続けること自体を目的とすること、さらに他の音楽ジャンルと混ざり合う流動性を挙げた。以上から、ショーロは特定の社会集団や固定的ジャンルの営みとしてではなく、人々を緩やかにつなぐ「おしゃべりの技法」、すなわち日常的なコミュニケーション実践の様式として捉えるべきであり、ブラジルでショーロをするとは、音楽家たちとの終わりのない「おしゃべり」に身を投じることでであると論じた。

第二報告

今、プエルトリコでラップするということ：島、声の主権、そして大陸へ

〔報告者〕 村本茜（鹿児島大学）

本発表では、「声」を音と意味の双方を持つものとして捉え、プエルトリコにおけるラップ実践が、植民地主義やアメリカ化の経験の中でいかなる意味を持つのかを考察した。1970年代以降、ニューヨークのプエルトリコ系ラッパーが移民都市の周縁から「ボリクア」としての存在を可聴化してきた歴史を踏まえ、近年のBad Bunnyの音楽とパフォーマンスを中心に分析した。とくに、プエルトリコに留まることを宣言し、島の歴史や家族の記憶、旗、ハリケーン被災などを歌い、スペイン語を米国メディアの中心へ押し出す実践に注目した。さらに2026年のスーパーボウルでは、プエルトリコの経験を起点としながら、アメリカ大陸各地の名と旗を結び、共感と連帯を広げる過程を示した。発表者は、ラップが不利とされてきた条件を文化的な力へ反転させ、奪われた語る権利を声と身体によって取り戻す脱植民地主義的实践であると指摘した。その上で、今プエルトリコでラップすることを、主権を持たない島から「声の主権」を回収し、他の島や大陸へ接続する行為として位置づけた。

第三報告

今、移住先でラテンアメリカ舞踊を踊ることを考える：

在日ペルー社会にみるマリネラ実践の再編

[報告者] 宮本愛梨（関西学院大学）

本発表では、在日ペルー社会におけるマリネラ実践を取り上げ、日本育ちの第2世代が出自文化に関わる活動をどのように意味づけ直すのかを検討した。「踊ること」を舞台上の身体表現だけでなく、練習の場や出演機会の確保、コンクール運営、関係者調整、次の担い手づくりまで含む営みとして捉え、2024年8月から2026年5月までの聞き取り資料を分析した。中心事例となるヒロミ（仮名）は、幼少期からマリネラを踊る一方、大学進学後は父親の文化活動を連絡・調整・段取り確認などの面から支えてきた。当初は家族内の当然の「手伝い」とされていた活動を、「就活で使えるかも」という発話を契機に、運営経験や調整能力、責任として日本社会で説明可能な経験へと読み替えていく過程が示された。さらに万博やコンクール運営を通じ、父親の頭の中にあった暗黙の段取りを共有可能な形に変換し、補助者から運営を担う側へと役割を変化させていた。以上から、文化継承とは舞踊技術や民族的アイデンティティの継承にとどまらず、文化実践を支える「見えにくい労働」を語り直し、実践を継続可能にする条件そのものを作り変える営みであると論じた。

第四報告

パシスタとして「サンバすること」：サンパウロのカーニバルにおける規律と自由

[報告者] 山本風薫（京都大学）

本発表では、ブラジル・サンパウロのカーニバルで踊るサンバダンサー「パシスタ」の実践を取り上げ、「振り付け」と「即興」の関係から、カーニバルを統制／抵抗という二項対立で捉える従来の議論を再検討した。2024年8月から2025年3月にかけて二つのサンバチームで参与観察を行い、発表者自身もパシスタとして練習やパレードに参加した。事例分析から、個々のダンサーによる音への即時的な応答が共有され、繰り返されることで「振り付け」となり、その振り付けがさらに新たな即興を生み出す循環的な過程を示した。また、練習後に自然発生した踊りの輪では、長期間にわたり同じ音と応答を共有してきた経験が、集団的な熱狂を生み出していた。以上から、パシスタとしてサンバすることとは、単に統制されることでも社会構造に抵抗することでもなく、同じ音と仲間との反復的な実践を通じて、音への新しい応答方法を集合的に模索し続ける営みであると論じた。

〈パネルB〉

Lengua, ciudad y resistencia: etnografías contemporáneas de los pueblos indígenas en México.

[代表・司会] Hiroyuki Ukeda（Universidad de Tokio）

[討論者] Mitsuya Sasaki（Universidad de Ciencia de Tokio）

Este panel reúne cuatro investigaciones sobre la diversidad lingüística y las transformaciones culturales de los pueblos indígenas en México. Basadas en trabajos de campo de larga duración, las

ponencias analizan cómo el contacto lingüístico, la migración, la urbanización y las relaciones de poder influyen en las prácticas comunicativas y la reconstrucción de identidades.

En conjunto, los estudios muestran que los fenómenos lingüísticos y culturales deben entenderse en relación con las políticas públicas, los movimientos sociales y las trayectorias migratorias. El panel propone así una visión dinámica de la diversidad lingüística y cultural en México y destaca la importancia del trabajo etnográfico y de los enfoques interdisciplinarios para comprender estas transformaciones.

第一報告

Relacion tono-melodía en los cantos mazatecos, en sus diferentes géneros

[報告者] Shun Nakamoto (Universidad de Tokio)

El mazateco, una lengua otomangue hablada en el estado de Oaxaca, utiliza los tonos para distinguir palabras. En este estudio, reportamos la existencia de la asociación tono-melodía en los cantos mazatecos que no se había reportado en la literatura antropológica. Además, mediante una comparación de los diferentes géneros musicales, presentamos hipótesis de por qué la asociación tono-melodía se volvió más rigurosa en los cantos de los huehuentones modernos. Sin embargo, para examinar estas hipótesis, será necesario abordar una investigación musicológica más elaborada. En la discusión con el comentarista y el público, se destacó la originalidad de la investigación, al tiempo que se debatió activamente cómo garantizar la representatividad de los datos.

第二報告

El español en contacto con lenguas indígenas nacionales y su impacto en la diversidad del español en México

[報告者] Nadezda Torres Sánchez (Universidad Nacional Autónoma de México)

La diversidad lingüística de México comprende las lenguas originarias y las variedades de español habladas en el país. La historia de la colonización y la expansión del español dio lugar a comunidades bilingües, donde el contacto cotidiano entre ambas lenguas ha provocado cambios estructurales, especialmente en el léxico. Sin embargo, el español de estos hablantes ha sido estigmatizado y considerado un español “mal hablado”. Esta presentación mostrará que tales cambios son resultado de una intensa situación de contacto y que pueden entenderse como normas locales que enriquecen la diversidad lingüística de México. Tras la presentación, además de destacarse la importancia de cuestionar la idea de que solo las lenguas “puras” son correctas a partir de una amplia evidencia empírica, se debatió sobre el papel que pueden desempeñar los investigadores ante las situaciones de contacto lingüístico.

第三報告

Ni autónomos ni asimilados:

Transformación del habitus lingüístico de los otomíes de Santiago Mexquititlán

[報告者] Alonso Guerrero Galván (Instituto Nacional de Antropología e Historia)

Este estudio, derivado de una investigación más amplia, analiza las políticas culturales y los derechos lingüísticos de los migrantes indígenas, centrándose en la comunidad otomí de Santiago Mexquititlán, Querétaro. Su creciente presencia en espacios urbanos plantea nuevos retos de reconocimiento, inclusión y ejercicio de derechos. La presentación examina la reproducción cultural de los otomíes urbanos, el uso del español y el otomí desde la perspectiva del habitus y los mercados lingüísticos, así como la educación formal e informal. Se presta especial atención a la discriminación lingüística y a las presiones que favorecen el desplazamiento de la lengua materna, con el fin de mostrar las tensiones y resistencias que surgen entre lengua, identidad y vida urbana. Tras la presentación, se valoró la combinación de la investigación etnográfica con los enfoques históricos y lingüísticos sobre un grupo indígena específico asentado en un contexto urbano. Asimismo, se señaló como un hallazgo de especial interés la posibilidad de que el uso de la lengua otomí esté aumentando entre algunos migrantes.

第四報告

Reconsiderando el zapatismo:

el caso de los migrantes otomíes en la Ciudad de México

[報告者] Hiroyuki Ukeda (Universidad de Tokio)

El zapatismo ha difundido ideales radicales e inspirado a minorías, intelectuales y jóvenes. Sin embargo, los estudios que no examinan su relación con la sociedad circundante corren el riesgo de perder relevancia social. Este trabajo sitúa la ocupación del INPI y la consolidación de un espacio zapatista en la capital dentro de la historia política de los migrantes otomíes. El análisis muestra que el zapatismo urbano se sostiene sobre las relaciones entre migrantes indígenas, organismos gubernamentales, organizaciones intermediarias y la economía urbana, una realidad que no puede comprenderse únicamente a partir de los discursos zapatistas. Los discursos y las prácticas utópicas se sostienen gracias a su interacción con la sociedad, de la que surgen tensiones y contradicciones. Tras la presentación, se debatió la necesidad de superar la polarización que caracteriza muchos de los debates sobre el zapatismo, en los que sus partidarios suelen exaltar su singularidad mientras que sus críticos destacan las contradicciones entre sus ideales y su práctica. Se señaló que la acumulación de estudios de caso como el presente constituye una vía fundamental para avanzar hacia una comprensión más equilibrada del fenómeno.

〈パネルC〉

ブラジルとスペイン語圏諸国の境界なき対話：

共同親権とその養育費および面会交流に与える影響を通じて

Um diálogo sin barreras entre Brasil y los países hispanohablantes:

patria potestad compartida y su impacto en el derecho de alimentos y régimen de visitas

Um diálogo sem fronteiras entre o Brasil e os países hispânicos:

guarda compartilhada e o seu impacto no direito à pensão alimentícia e na regulamentação de visitas

〔代表者〕 Michiyo Maeda (Universidad Keio)

〔討論者〕 Ruben Rodríguez (Universidad Waseda)

Este panel tiene como objetivo discutir el sistema de patria potestad compartida desde el punto de vista comparado. A partir de abril de 2026, entró en vigor en Japón el sistema de patria potestad compartida. La reforma pone al descubierto temas relevantes del derecho de familia que impactan a las comunidades brasileñas y peruanas en Japón. Por otra parte, este sistema de patria potestad es la norma en muchos países a nivel mundial, incluyendo Latinoamérica. Sin embargo, a pesar de ser la regla, las normas específicas y la aplicación del sistema varía dependiendo del país, más aún si se consideran sus implicaciones con respecto al derecho de alimentos, el derecho de visitas y la guarda y custodia.

En este panel, se abordaron las características de cada país en lo referente a la responsabilidad parental compartida, haciendo referencia no solo a las normas sino también a la doctrina jurisprudencial y al tono y matices de la práctica jurídica en curso, tomando en cuenta las reglas destinada a proteger a las personas vulnerables y prevenir abusos.

Con respecto a los países hispanohablantes, Ruben Rodríguez se encargó del derecho panameño, desde una perspectiva amplia incluyendo temas de derecho constitucional, derecho de familia, derecho penal y civil. Nancy Alas se ocupó del derecho salvadoreño en el contexto del interés superior del menor desde diferentes perspectivas del ordenamiento jurídico salvadoreño. Michiyo Maeda trató sobre el derecho peruano en conexión con el derecho brasileño.

En cuanto al derecho brasileño, Érica Tanaka presentó una discusión teórica comparada entre Brasil y Japón. Seguidamente, Kotaro Hayata, abogado brasileño con licencia para ejercer la profesión en Japón, analizó un caso bajo la Constitución Federal de 1988 y el ECA (Estatuto de Criança e Adolescente), donde se destaca la dificultad práctica que presenta la responsabilidad parental compartida en la comunidad brasileña. Para concluir, Angelo Ishi, sociólogo, ofreció su visión panorámica sobre las dificultades enfrentadas por las comunidades en relación con el tema del panel.

第一報告

El sistema de pensión alimenticia y régimen de visitas en la legislación panameña.

〔報告者〕 Ruben Rodríguez (Universidad Waseda)

Esta presentación analiza el sistema de pensión alimenticia y régimen de visitas en la legislación

panameña. La Constitución de Panamá adopta una postura pro-familia, protegiendo los derechos del menor, particularmente la patria potestad. Tal es esta protección que la norma suprema requiere de aprobación de la Corte Suprema de Justicia para el secuestro de los bienes de Diputados Nacionales, excepto en los casos de derechos laborales o de familia. No solamente la Constitución, sino que también varias leyes civiles y penales consagran una protección al desarrollo pleno del menor, incluyendo también los derechos económicos y psicológicos. Dentro de los primeros se encuentra el derecho a recibir un soporte económico por parte de sus padres, bajo la figura de la pensión alimenticia. Por otra parte, dentro de los derechos psicológicos encontramos el derecho a relacionarse con sus progenitores regulado mediante un régimen de visita. Tal es la importancia de estos derechos que la ley panameña provee penas civiles y criminales en caso de que uno de los padres no los cumpla después del divorcio.

第二報告

El interés superior del menor en el sistema jurídico salvadoreño.

[報告者] Nancy Alas (Universidad Sofía)

El principio del interés superior de la niña, niño y adolescente (conocido ampliamente también como el interés superior del menor) es un principio de gran importancia en el ordenamiento jurídico salvadoreño. Ha sido contemplado en la Constitución, en el Código de Familia, en la Ley de Protección Integral de la Niñez y Adolescencia (LEPINA), en la Ley Crecer Juntos y en la Ley Penal Juvenil, por dar algunos ejemplos. Además, dicho principio ha sido desarrollado vía jurisprudencial. De acuerdo con este principio, cualquier acto de índole gubernamental o privada debe tomar en consideración y beneficiar como fin último el desarrollo digno e integral del menor como ser humano. El objetivo de esta presentación es analizar dicho principio desde diferentes perspectivas del ordenamiento jurídico salvadoreño para poder entender su contenido, ámbito de aplicación y actuales retos.

第三報告

Derecho de Familia: Perspectiva peruana.

[報告者] Michiyo Maeda (Universidad Keio)

En el derecho peruano, existen tres elementos fundamentales relacionados con las facultades que tienen o comparten los progenitores respecto de sus hijos: la patria potestad, la custodia o guarda, y la tenencia. De acuerdo con el art. 418 del Código Civil (CC): la patria potestad es una institución que comprende un conjunto de derechos y deberes recíprocos entre padres e hijos.

Por regla general, el ejercicio de la patria potestad sobre los hijos y su representación legal recae en ambos padres (art. 419 CC). Excepcionalmente, en los casos de separación de cuerpos (art. 332), de divorcio (art. 348 CC) o de invalidación del matrimonio (art. 274 CC y art. 277 CC), los mismos recaen en el cónyuge inocente (art. 420 CC).

Sin embargo, según lo establecido en el art. 76 del Código de los Niños y Adolescentes (CNA),

en el caso de separación o divorcio por mutuo acuerdo, ambos progenitores conservan y ejercen conjuntamente la patria potestad. En el 2022 se introdujo el régimen de tenencia compartida en el marco del CNA. Adicionalmente, los artículos 111 y 112 del mismo código establecen las reglas de viaje para menores de edad. Esta presentación analiza las relaciones entre las facultades y los deberes de los progenitores desde el punto de vista del derecho comparado.

第四報告

A multiparentalidade como direito fundamental de proteção integral e do melhor interesse da criança

[報告者] Érica Tanaka (Universidade Waseda)

A guarda compartilhada, que passou a vigorar no Japão, traz a oportunidade para inúmeras reflexões acerca do instituto da família japonesa, que carrega os resquícios da forma estabelecida pelo sistema de unidade familiar “ie seido”, o qual se mostra incipiente para validar os diversos arranjos familiares contemporâneos.

Por um lado, há as amarras trazidas pelo próprio sistema de registro civil *koseki*, que determina como unidade familiar as figuras materna e paterna, bem como a manutenção e a adoção do sobrenome do titular do *koseki*. Por outro lado, o Judiciário brasileiro viabiliza a multiparentalidade, ou seja, o reconhecimento oficial de membros que contribuíram para o desenvolvimento da criança além dos genitores biológicos. Diante disso, o presente painel buscará analisar os contrapontos do reconhecimento da multiparentalidade brasileira em relação ao tratamento do registro civil das crianças japonesas, de modo a lançar luz sobre os desafios do ordenamento japonês para pavimentar uma via que promova a edificação do conceito de guarda compartilhada que se sobreponha à prática do corte dos laços parentais, tal como ocorre no Japão após o divórcio dos genitores, adotada até o início da vigência da guarda compartilhada.

Dessa forma, instigaremos a necessidade da ratificação e a promoção dos princípios da proteção integral e do melhor interesse das crianças nipo-brasileiras inseridas nos *loci* Brasil e Japão, principalmente no que concerne à constância e ao reconhecimento da convivência familiar, essenciais para a consolidação de sua identidade familiar e social que são fundamentais para o desenvolvimento desses entes em formação.

第五報告

Um efeito colateral do regime brasileiro de autoridade parental.

[報告者] Kotaro Hayata (Advocacia Hayata Law)

À luz da CF/88 e do ECA, e com base na experiência à frente da orientação jurídica do Consulado Geral do Brasil no Japão, examino um efeito colateral do regime brasileiro de autoridade parental: a exigência de consentimento de ambos os genitores para passaporte e viagem internacional de menores.

No exterior, essa regra pode ser instrumentalizada pelo genitor não convivente como poder de veto, operando como controle coercitivo e assédio moral, e deixando o cuidador principal e a criança

reféns de conflitos adultos, com impacto direto na liberdade de locomoção.

Quando o outro genitor é inalcançável, o suprimento por alvará judicial existe, mas tende a ser lento e caro.

Abordo ainda a retirada do menor do Japão sem consentimento e o alcance desigual, conforme os países, da Convenção de Haia sobre Subtração Internacional de Crianças.

Em contraste, o Japão reformará seu sistema a partir de 1º de abril de 2026, admitindo, em certos casos, autoridade parental conjunta.

Defendo que o Brasil crie procedimento sumário, preferencialmente administrativo e subsidiariamente judicial, para suprir autorizações em recusa abusiva, urgência ou impossibilidade de localização, com critérios objetivos e decisão rápida.

第六報告

Abordagem panorâmica sobre os 35 anos dos brasileiros no Japão: tendências e peculiaridades

[報告者] Angelo Ishi (Universidade Musashi)

Quais as semelhanças e diferenças entre os brasileiros e outros estrangeiros residentes no Japão? Quais as suas tendências e peculiaridades? O autor, que é o atual presidente da Japanese Association of Migration Studies (Nihon Imin Gakkai, jun.2024–26) e pioneiro nas pesquisas sobre a migração “dekassegui/decasségui”, apresentará uma visão panorâmica sobre os brasileiros no Japão, com base em dois dados: 1) a pesquisa sociológica que o autor tem feito ao longo de 35 anos, desde 1990; e 2) dados recentes de uma pesquisa em grande escala realizada pela Agência de Imigração japonesa para sobre os estrangeiros no país, na qual ele é um dos consultores acadêmicos. Alguns dos tópicos que serão abordados: as implicações relacionadas ao visto para “nikkeis”, criado com a reforma da Lei de Imigração em 1990; como vem mudando, a cada década, a maneira como esses migrantes são denominados (e se identificam); a questão do visto para yonsei (quarta geração de descendentes); envelhecimento dos brasileiros no Japão. Também serão comentados os livros “30 Anos de Brasileiros no Japão” e “130 Anos de Relações Brasil-Japão: Balanço e Perspectivas” (ambos editados pela FUNAG, do Ministério das Relações Exteriores do Brasil).

〈パネルD〉

ラテンアメリカにおける日本のポップカルチャーの受容
—外交、研究・教育、産業戦略の現場で考える

[代表・司会] 笛田千容

[討論者] 竹下幸治郎 (拓殖大学)

マウロ・ネーヴェス (上智大学)

ラテンアメリカでは、日本のアニメやマンガ、ゲームなどのポップカルチャーが幅広い世代に受容され、日本への関心や親近感を育む重要な文化資源となっている。しかし、その受容が日本の「影響力 (ソフトパワー)」へといかに転化されるのか、またその効果をどのように測定し、外交や産業振興に結び付けるべきかについては、なお十分な検討がなされてい

ない。本パネルでは、こうした問題意識のもと、産官学の連携を視野に入れながら、外交実務、研究・教育、産業支援という異なる立場から本テーマに取り組んできた報告者ならびに討論者が知見を持ち寄り、日本のポップカルチャーを活用した対外発信の可能性と課題について、多角的な観点から議論を行った。

討論者からは、ポップカルチャーの持つ影響力に自覚的で発信力のある外交官育成の課題、韓国（K-pop）のグローバル戦略との違い、受容国における文化的な「検閲」の壁、今日改めて「ソフトパワー」を再評価することの意義などについて問題提起がなされ、活発な議論が行われた。30名ほどの出席者を得られたが、時間超過によりフロアとの質疑応答は実現しなかった。

第一報告

ラテンアメリカにおける日本のポップカルチャー外交の実践と理論

〔報告者〕 山田彰（ラテンアメリカ協会）

本報告では、ラテンアメリカにおける日本のポップカルチャー外交について、報告者自身の外交官としての実践経験と理論的考察の両面から検討した。スペイン、メキシコ、ブラジルでの在勤中には、マンガ・アニメ・J-POP・ゲームをテーマとする講演や関連イベントへの参加、テレビ出演、SNSでの発信などを通じて、現地のファンや研究者、文化産業関係者との交流を重ね、日本への関心や理解を深める役割を果たしたことが紹介された。また、日本のポップカルチャーを愛好する層は重要な親日基盤であり、アニメやマンガが日本語学習や日本文化への関心の入口となっていることから、ポップカルチャーはパブリック・ディプロマシーの有力な手段であると論じた。さらに、インターネットやSNSの発達による文化発信の変化や、コンテンツ産業の経済的価値、世界市場に向けたマーケティングの重要性にも言及し、日本のソフトパワーを外交・文化・産業の各側面から総合的に活用していく必要性を指摘した。

第二報告

アニメを通じたソフトパワーの測定可能性：ラテンアメリカにおける文化受容研究の提案

〔報告者〕 高橋百合子（早稲田大学）

本報告では、日本のアニメを通じたソフトパワーがラテンアメリカにおいてどのように受容され、人々の価値観や対日認識に影響を与えているのかを実証的に測定する研究構想が示された。従来のソフトパワー研究では、その効果や伝達メカニズムの解明が十分ではないことを踏まえ、メキシコ、ブラジル、ペルーを対象に、フォーカスグループ・インタビュー、自然言語処理（NLP）、オンライン調査を組み合わせる三段階の研究方法を提案した。報告では、第1段階として実施したメキシコ人留学生への調査結果を紹介し、『ドラゴンボール』や『ポケモン』など幼少期から親しまれた作品を通じて、日本の「友情」「努力」「正義」「忍耐」「社会的責任」といった価値観への共感や、日本文化・日本語への関心が形成される過程が確認された。一方で、アニメを通じた価値観の共有は政治的価値観への共感にまで直結するものではなく、その影響は限定的であることも明らかとなった。今後は対象国を拡大

し、世代間・国別比較を行うことで、日本のポップカルチャーが文化外交や対外関係に果たす役割をより体系的に解明していく必要性が指摘された。

第三報告

ジェットロのコンテンツビジネス海外展開支援事業とラテンアメリカにおける取り組み事例

[報告者] 中畑貴雄（日本貿易振興機構）

本報告では、近年、日本のコンテンツ産業は海外市場が急速に拡大し、日本の基幹産業の一つとして位置づけられていることを背景に、ジェットロによる情報提供、相談対応、プロモーション、ビジネスマッチングを柱とする、日本企業の海外展開支援事業を概説した。具体的に、ブラジル・サンパウロ事務所を中心とした取組として、Brasil Game Show、Rio2C、UNLOCK などへの出展や、日本ゲーム・映像コンテンツの広報、現地企業とのネットワーク構築、商談機会の創出などが紹介された。また、中南米5か国から映像制作会社やテレビ局を招聘し、日本企業との商談会や視察、ネットワーキングを実施した事例を通じて、共同制作やコンテンツ流通の可能性が示された。さらに、海外展開では市場調査やライセンシング戦略、現地の流通構造を踏まえた「B2B2C」の視点に基づくビジネスモデルの設計が重要であり、公的機関による継続的な支援と現地ネットワークの構築が、日本コンテンツの海外展開を促進する鍵となることが指摘された。

〈シンポジウム〉

越境する好奇心：ラテンアメリカ研究の継承と発展

[語り手] 大貫良夫（東京大学名誉教授）

清水透（慶應義塾大学名誉教授）

[聞き手] 芝田幸一郎（法政大学）

小林貴徳（専修大学）

[司会] 井上幸孝（専修大学）

本シンポジウムは、長年ラテンアメリカ研究を牽引してきた重鎮たちが体現してきた「広い視野」と、学問分野や地域研究の枠を超えて対象に向き合う「越境する好奇心」をテーマに、その精神を次世代へ継承することを目的として開催された。アンデス地域とメソアメリカ地域をそれぞれ代表する大貫良夫氏、清水透氏を語り手に迎え、芝田幸一郎氏、小林貴徳氏との対談形式で、それぞれの研究人生やフィールドワークの経験、そして現役世代へのメッセージが語られた。

討論では、フィールドワークを通じて得られる経験の重要性が共通して強調された。現地社会との関係構築や調査をめぐる具体的なエピソードを交えながら、研究者が現場に身を置き、人々との交流を通じて視野を広げていくことの意義が語られた。考古学においては、地域住民を調査対象ではなく、同じ目的のもと、同じ方向を向き調査をとともに進める協働者として捉える姿勢が紹介されるなど、現場で培われた実践的な知見が共有された。

また、専門や地域を越えて関心を広げることの重要性についても議論が交わされた。新たな発想は、既存の学問的枠組みに収まるものではなく、多様な分野や地域へ積極的に目を向

けることから生まれるとの認識が示され、「まずフィールドへ飛び込み、理論や文献はその後に学ばよい」「ディシプリンは後からついてくる」といった言葉には、経験を起点として研究を深めていく姿勢が表れていた。また、既成のアカデミズムにとらわれず自由な視点を持つことが、新たな研究の可能性を切り拓くことにつながるとの考えも共有された。

さらに、近年の研究環境についても議論が及び、業績数を重視する風潮はアカデミズムの危機であるとの問題提起がなされた。時間をかけて現場に向き合い、自らの足で積み重ねた経験をもとに研究を組み立てることの価値が改めて強調されるとともに、「良い研究は必ず評価される」「業績を積み重ねること自体を目的としてはならない」との言葉を通して、現役世代へ研究本来の意義を問い直すメッセージが送られた。

本シンポジウムを通じて、ラテンアメリカ研究の継承と発展には、専門分野や地域区分を越えて自由に対象へ向き合う姿勢と、現場で得られる経験を大切にする研究実践が不可欠であることが改めて確認された。世代を超えた率直な対話は、現役世代にとって研究の原点を見つめ直す貴重な機会となるとともに、「越境する好奇心」が今後のラテンアメリカ研究を支える重要な理念であることを参加者全体で共有する場となった。（文責：大貫良史）

〈ポスター発表〉

コスタリカにおけるジェントリフィケーションと地理的文脈の関係性
—Puntarenas, Osa を事例に—

渡邊宏太（九州大学大学院 修士課程）

本発表では、コスタリカ・Osa 地域を事例として、「ジェントリフィケーション」として語られる現象を地理的文脈との関連から検討した。コスタリカでは、国外からの不動産投資の増加に伴い、地価や物価の上昇、環境破壊などが問題視され、それらはしばしば「ジェントリフィケーション」として批判的に語られている。

発表ではまず、コスタリカにおいてジェントリフィケーション言説がいかに形成・拡散してきたのかを検討した。その結果、これらの言説は地域社会における複雑な社会経済的関係を単純化し、「外国人」対「コスタリカ人」という二項対立を強化する可能性があることを指摘した。一方で、報告者による現地調査からは、地域住民の語りが必ずしもそのような対立構図に回収されるものではなく多様で複雑な認識が存在し、地域の歴史的背景を踏まえた検討の重要性が明らかとなった。

質疑応答では、コスタリカ国内外における類似事例との比較可能性や、プエルトリコ発の音楽産業との関連などについて有益なコメントをいただいた。

5. 第48回定期大会開催案内

第48回日本ラテンアメリカ学会定期大会は、公立小松大学を開催校とし、以下の要領で行われます。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

開催日：2027年6月5日（土）、6日（日）

場 所：公立小松大学 中央キャンパス

〒923-0921 石川県小松市土居原町10番地10
(JR、IR いしかわ鉄道 小松駅から徒歩約1分)

対面方式での開催を予定しています。

発表の申込み等、詳細については、ウェブページや会報等を通じて順次お知らせしていきます。

6. 研究交流イベント開催報告

日 時：2026年3月28日（土）13時～16時00分 懇親会：16時15分～18時

場 所：上智大学四谷キャンパス1号館301教室
及び2号館10階ポルトガル語学科共用室
Zoomを利用してハイブリッドで開催

参加人数：報告7名、聴講参加者24名（うちオンライン7名）

研究交流イベントを以下のように開催した。

①研究交流イベント趣旨説明・対面参加者自己紹介

②研究報告（研究報告は1人あたり質疑応答も含めて20分、報告者の所属は研究交流イベント開催当時のもの）

- ・ 早川諄（上智大学4年）「在日ブラジル人における老後保障の現状と課題：高齢化社会における年金制度の機能を中心に」
- ・ 天田皓翔（龍谷大学4年）「チリ・ボリッチ政権の福祉国家再建と制度的制約—年金制度改革を中心に—」
- ・ 内田ジョアオ（上智大学4年）「ブラジル先住民族における文化・言語復興の取り組み—アマパ州カリブナ民族居住地マンガ村の事例—」
- ・ 津久井颯（千葉大学大学院人文公共学府）「紀元前後メソアメリカにおける壁画・土器様式の分布と地域間相互作用—テオティワカンを中心に—」
- ・ 村元拓哉（東京大学人文社会系研究科博士課程）「バルガス＝リョサ、『フリアとシナリオライター』における括弧について」
- ・ 渡邊宏太（九州大学大学院 地球社会統合科学府修士課程）「コスタリカにおける海外不動産投資の実態と地域への影響—地理的文脈に着目して—」
- ・ 松丸進（上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科博士後期課程）「エネルギー移行に関わる開発や計画の求めと受容：コロンビア先住民族ワユウの事例から」

③日本ラテンアメリカ学会理事長より挨拶・案内（笹川平和財団による「次世代につなぐラテンアメリカ研究会」について）

④懇親会

支出 36,183円（懇親会費、教室使用料・文具等）

所感

- ・ 非学会員の研究報告、聴講参加があり、学会の認知度向上には役立ったと思われる。研究

交流イベント後に、学会入会者あり。

- ・懇親会は、和やかな雰囲気があり、ラテンアメリカ研究をキーワードとし、報告者・参加者の研究交流の場となった。

(研究部会総合企画：子安昭子・清水達也・杉山知子)

7. 『ラテンアメリカ研究年報』第47号の原稿募集

『ラテンアメリカ研究年報』第47号の原稿を募集いたします。

I. 募集対象

募集する原稿は、論文、研究ノートおよび書評（研究動向）論文です。

うち、「研究ノート」とは以下の目的で書かれた文章を意味します。

1. (他者の研究にも役立つような) 調査・分析の方法や技術に関する解説またはこの点に特化した調査報告。
2. 新しいアーカイブや研究資料・データの紹介。
3. 他研究者の既発表研究の解釈・理解を助ける目的で書かれた(批判を目的としない)補足的考察。

また、「書評（研究動向）論文」とは、複数の文献、かつ／または、あるテーマの分野や研究を画するような文献を取り上げて、当該テーマ・分野についての、重要な研究動向を紹介し、検討するもので、独自のタイトルを持つ文章を意味します。

原稿は完全原稿で未発表のものに限ります。二重投稿はご遠慮ください。原稿と要約の双方について、必要に応じ、使用した言語の校閲を受けたものを提出してください。

II. 投稿資格

投稿締切の時点で、本学会の会員であること、もしくは入会申請済みであること。共著原稿の場合は、筆頭著者がこの投稿資格を満たしていること。

III. 日程

原稿提出締切日：6月末、9月末、12月末、翌年3月末

IV. 執筆要項

1) 作成方法

原則としてパソコンで作成してください。A4用紙横書きで、本文・注・参考文献ともに、1ページあたり、和文が32字×25行、欧文は60文字×25行を標準としてください。電子投稿の際にアップロード可能なファイルは主に「.pdf, .doc, .docx, .xls, .jpeg」などの拡張子です。

2) 制限字（語）数

文字数は、標題・本文・注・参考文献・図表・謝辞などすべてを含み、以下のとおりとします。

和文論文：24,000字（400字詰め原稿用紙60枚相当）、和文研究ノート：16,000字（400字詰め原稿用紙40枚相当）、和文書評（研究動向）論文：12,000字（400字詰め原稿用紙30枚

相当)。

欧文論文：10,000語、欧文研究ノート：8,000語、欧文書評（研究動向）論文：5,000語。

図表は、1ページを占める場合は800字（和文）、もしくは370語（欧文）、1/2ページを占める場合は400字（和文）、もしくは185語（欧文）として換算します。提出時に制限字（語）数を大幅に超過している原稿は、審査の対象としませんのでご注意ください。

3) 要約

和文の論文、研究ノートについては、投稿時に、欧文要約（600語程度）を、欧文の論文、研究ノートについては、和文要約（1,200字程度）を提出してください。要約は、上記の制限字（語）数に含めません。書評（研究動向）論文については、要旨の提出の必要はありません。

4) 執筆要項の詳細

節区分、引用、注の付け方など、詳細については、『ラテンアメリカ研究年報』執筆要項をご覧ください。全文をPDFファイルでダウンロードできます。原稿が執筆要項に従っているかどうか、原稿採否の基準の一つです。投稿にあたっては、執筆要項を守っているかどうかを、改めてご確認ください。

5) 図版作成費用

図版作成費用の図版のトレースなどに多額の費用がかかる場合、実費の負担を求めることがあります。

V. 審査

審査は匿名審査制度によって行ないます。審査は、投稿者の氏名を伏せたうえで、原則2名の査読者によって行なわれます。査読者の氏名も公表しません。投稿にあたっては、執筆者が特定できるような記述は避けてください。これについても、執筆要項をご参照ください。

VI. 原稿送付先

2025年9月1日より電子投稿システムの運用を開始いたしました。原稿は、電子投稿システム (<https://iap-jp.org/ajel/journal/login>) を通じてご提出ください。なお、ログインID（会員番号）とパスワードは、日本ラテンアメリカ学会マイページと同一のものです。

お問い合わせ先：ラテンアメリカ研究年報【審査担当】 jalas-edit@je.bunken.co.jp

VII. 著作権など

- 1) 『ラテンアメリカ研究年報』（以下『年報』）が掲載する論文、研究ノートおよび書評（研究動向）論文（以下「論文等」）の著作権は日本ラテンアメリカ学会に帰属します。掲載論文等の執筆者が当該論文等の転載を行なう場合には、必ず事前に文書で本学会事務局にご連絡ください。また『年報』刊行後1年以内に刊行される出版物への転載はご遠慮ください。
- 2) 『年報』に掲載された執筆内容が他者の著作権を侵害したと認められる場合、執筆者がその一切の責任を負うものとします。

『ラテンアメリカ研究年報』第47号編集委員会
(編集責任者：安保寛尚、川上英、菊池啓一)

8. 早期キャリア支援制度

『会報』No. 149で報告ずみのとおり、本制度は2026年1月理事会で大幅な制度変更が行われた。新制度の詳細はすでにウェブサイトに掲載されているため、関心がある方は参照されたい。

4月には新制度下で1件新たな申請があったが、対象外であったため受理されなかった。また旧制度で承認済みの研究奨励助成（現地調査）については、現地情勢の緊迫化から出発が延期となっている。

（担当理事 坂口安紀）

9. 新刊書紹介

先住民の祭礼や自治をいかに語るべきか
禪野美帆著『メキシコ市に取り込まれた先住民村落—慣習・調和・葛藤の動態』
関西学院大学出版会、2026年、176頁。(紹介者：受田宏之 東京大学)

都市に移住した先住民が、その生業、言語やアイデンティティ、婚姻と住宅、帰省や祭礼への協力において、出身村の社会や文化といかなる関係を持っているのかは、著者の禪野氏や評者も含め、従来から多くの研究者の注目を集めてきたテーマである。その一方で、拡大する都市との境界に位置する先住民村落が、企業や政府からの開発圧力、富裕層を含む外来者の流入、地価や固定資産税の高騰などの変化に直面しつつも、その独自性をいかに保持し、再構築しようとしているのかに関する研究も、近年増えつつある。

都市に取り込まれた先住民村落への着目は、とりわけメキシコ市において高まっている。先植民地期のメキシコ市では、湖上都市テノチティランをはじめ、多様な先住民社会が栄えていた。20世紀前半のメキシコ革命後、先住民村落の土地の一部は農地改革を通じてエヒードとなり、都市化に一定の歯止めをかけた。ところが、合法、非合法の手段を通じてメキシコ市の拡大はなし崩し的に進んできたのであり、1992年には憲法27条の改正により、エヒード農地の売買と譲渡は公式に認められることになった。

メキシコの面白さは、格差を許容する経済の効率化、新自由主義化と同時に、社会正義のイデオロギー、1994年のEZLNによる武装蜂起後に活性化する先住民運動といった対抗的な思潮や運動が根強くみられることである。メキシコ市の場合、1997年に選挙で市長を選べるようになるといった政治的分権化、それに伴う左派政党（PRDやMORENA）の優勢が、先住民運動の影響に加わり、知識層や左派地方政府が旧先住民村落の再評価に乗り出すようになる。2018年のメキシコ市政府の発表によれば、旧先住民村落が187ほど存在するという。

著者は20年以上に及ぶ多数の旧先住民村落でのフィールドワーク、文書資料やその他の資料の検討を通じて、「ナティーボ」や「オリヒナリオ」と呼ばれる人びとが、祭礼や墓地の運営、水や森林資源の管理において、自分たちに有利な外的条件を活用しつつ、いかにして慣習を守ってきたのかを論じている。ラテンアメリカでは、gated communitiesやgentrification、slumやvecindad等の用語が喚起するように、経済階層に応じた住宅の分離が強まりつつあるようにみえる。この中で、富裕層も含む背景の異なる流入者と地元民との間に社会的距離がありつつも、両者が同じ居住区内に共存し、後者が少数派となりながらも伝統を守ろうとしている状況は興味深く、今後も深められるべき研究テーマであろう。

しかしながら、著者が本当に訴えたいのは別のところにある。近年の人類学においては、先住民による文化的抵抗や政治的自治に焦点が当てられる傾向にある。その際、扱われる先住民社会の同質性や利害の一致が無批判に想定されがちである。そうした姿勢を問題視し、「表も裏もみよう」とする著者は、本研究においても、流入富裕層との緊張関係だけでなく、地元民内部の多様性や葛藤も描くよう努める。とりわけ祭礼の運営、墓地や森林資源へのアクセスの決定にかかわるリーダー層は、多くの地元民にとって重要であるだけでなく、外部世界との仲介的な立場を悪用することもできる人びとである。それゆえ著者は、地元リーダーの言動だけでなく、村民の間に広まる噂も情報として重視する。

先住民社会をロマン主義的に捉えることへの懐疑は、経済学の間人観に近いようにもみえる。だが、著者はシニシズムを説いているわけではない。文中から祭礼への敬意は伝わってくる。人間とは個人主義的、経済合理的な主体であると同時に、生まれ育った社会に愛着を持ち、さらにはときに政治的信念に突き動かされるという矛盾した複雑な存在である。そうした人間たちが織りなす社会の具体的な様相を丁寧に描きだすこと、いわば現実主義と理想主義を架橋することを、著者は使命としているのであろう。

山本純一著
『フェアトレード原論—ラテンアメリカから問い直す』
明石書店、2025年、360頁。(紹介者：鈴木紀 国立民族学博物館)

本書は、メキシコのチアパス州を中心に、コーヒーのフェアトレード研究に取り組んできた山本純一氏の著作である。序章以下三部構成で、最後に補論が置かれている。全体で11本の論考が収められており、5本は書き下ろし、6本は既発表論文を元になっている。

第Ⅰ部「歴史と理論」では、フェアトレード概念、およびそれに基づく貿易実践の歴史の変遷が述べられる。その結果、著者は、現在のフェアトレードには、グローバル資本主義に対し①共存・共生を目的とするもの、②変革を求めるもの、③超克を目指すものの3種が存在することを指摘する。そしてこのフェアトレードの多様性を受け入れ、「多くのフェアトレードが入るひとつのフェアトレードを!」という立場を表明する。さまざまなフェアトレードの存在を混乱とは捉えず、むしろ新たな創造性の源と考える著者の姿勢が潔い。

第Ⅱ部「実践活動」は、国際協力機構（JICA）の草の根技術協力事業のスキームを用いて著者自身が携わったフェアトレード実践の記録と省察からなる。チアパス州のコーヒー生産者協同組合マヤビニックを対象に、2006年8月から2013年3月まで、2期にわたりプロジェクトが実施された。その特色は、一次産業としてのコーヒー栽培の技術向上だけでなく、二次産業としてのコーヒーの焙煎・加工、三次産業としての流通・販売まで射程に入れる、いわゆる六次産業化を目指した点にある。コーヒーの販売先として海外市場だけでなくメキシコ国内市場を重視している点も、従来のフェアトレードにない発想といえる。反面、メキシコほど国内市場が大きい国で、コーヒーほど加工と販売が容易でない農産物の場合、六次産業化という法方がどれほど有効かという疑問を本稿の筆者は覚えた。

第Ⅲ部「希望の道」では、第Ⅰ部、第Ⅱ部の議論を踏まえて、フェアトレードの理論、実践両面における課題と著者の展望が述べられる。認証型フェアトレードの功罪、連帯経済としてのフェアトレードの可能性、資本主義の倫理化、商取引における「共通善」の構築などの論点を含む。いずれも一筋縄では解決できない難問だが、それらを「希望の道」と表現するところに著者のフェアトレードへのコミットメントが表出している。

フェアトレードを専門としないラテンアメリカ研究者にとっても、本書は重要な論点を含んでいる。著者は、ラテンアメリカがフェアトレード運動において先導的な役割をはたしてきた要因として、CLACというネットワーク（第2章）や、オランダ人神父フランツ・ヴァンデルホフ氏（第7章）の存在をあげる。いずれもラテンアメリカの土着文化を学んだよそ者という意味の「内在的他者」という性格を有し、そのような立ち位置にある者がラテンアメリカの脱植民地化の触媒として機能すると推論する。

筆者は、メキシコの隣国ベリーズのカカオ生産者を対象にフェアトレード研究を行っていた。しかし研究対象の生産者組合が、グローバル食品企業の提示する搾取的な買取価格に抗議して、2015年に認証制度から離脱してしまった。それ以来、研究熱が少しさめていたが、本書を読んで再びベリーズ南部の森林地帯に行ってみたくなった。認証制度に捉われずに、どのようにカカオ栽培が行われているか確かめてみたい。

本書では、社会科学を中心とする様々な文献が引用され、一部に難解な箇所はあるが、多くの学術用語には細かく注が付されているため、初学者にも比較的読みやすい。大学のゼミなどで活用することを勧めたい。

10. 事務局から

入会・資格変更（第186回・187回理事会承認）

〈入会〉5名

〈種別変更〉31名

〈退会〉4名

お問い合わせ先

<http://www.ajel-jalas.jp/jimukyoku.html>

会費納入のお願い

2024年5月の総会で承認されたように、会費の支払いは、原則オンライン決済システムをご利用いただくこととなっています。学会会費を未納の方は、学会ウェブサイトの「マイページ」（リンクは[こちら](#)）をクリックし、クレジットカード決済、あるいはコンビニ店頭でお支払いください。操作方法については「オンライン決済システム操作方法」（リンクは[こちら](#)）をご参照ください。「マイページ」では納入状況を確認することも可能です。

「マイページ」にアクセスするための会員番号およびパスワードについては、2026年5月22日付の「2026年度会費納入について【日本ラテンアメリカ学会】」という件名のメールでお伝えしております。万が一メールが届いていない場合は、事務局（ajel-post@as.bunken.co.jp）までメールでご連絡ください。

なお、会費を連続して2年間、無届で滞納した場合は除名となることがあります。

その他ご不明な点等ございましたら、事務局までメールでお問合せください。

編集後記

今回は会報編集担当としての私の最後の仕事になります。前々号の編集の時にも書きましたが、原稿を締切日までに仕上げるのが苦手な私が会報編集を務め上げられたのは、ひとえに、締切前にちゃんと原稿を送ってくださった執筆者の方々のおかげです。締切日よりもだいぶ前からポツポツと届き始める原稿が、ともすると締切前日まで作業を先延ばししてしまいそうな私を律してくれました。

思えば2年前、大会実行委員長としてあと数ヶ月頑張れば解放されると思っていたところで「理事に当選されました」とのメールを受け取った時には、誰を恨めばいいのかと本気で憤りました。そんなことはやりたい人がやればいいのだと、周りの人に愚痴った記憶があります。でも、実際に理事会に出てみると、やりたくてやっている人なんていませんでした。それでもみんな、文句も言わずに仕事をしている。ぶりぶり文句を言っていた自分を恥じました。もちろん、今年また同じようなメールを受け取った時は恨めしい気持ちがまたもたげて来はしたのですが、でも、ひとまずこの2年間は理事会の仕事で不快な思いをすることがなかったのは、他の理事の方々のおかげだと感謝しています。

私事についてぐだぐだ書いてしまい、すみません。ワールドカップによる寝不足のせいで少し感傷的になっているのかもしれませんが、感謝の気持ちは本物です。どうもありがとうございました。

（川上英）

日本ラテンアメリカ学会 No.150

2026年8月31日発行

学会事務局

(会員情報の変更、入会・退会のご希望、学会HP内のマイページに関するお問い合わせ)

国際文献社

ajel-post@as.bunken.co.jp

(その他のお問合せ)

獨協大学 大場樹精研究室気付

ajel.jalas@gmail.com